中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請要領

中小法人等向け

2022年5月20日時点版

事業復活支援金事務局

※ 事業復活支援金の申請においては、登録確認機関による事前確認が必要となります。ただし、一時支援金または、月次支援金を受給している場合は、原則として事業復活援金の申請を行う際に、改めて事前確認を行う必要はありません。
※ 一時支援金または、月次支援金を申請したことがある場合は、事業復活支援金の申請においても、申請IDをそのままご活用いただけます。
※ 本申請要領は、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。
※ 特例申請の場合審査にお時間をいただく場合があります。

事業復活支援金
申請の手続き

はじめに

P.2 1.事業復活支援金の概要

P.6 2.事業復活支援金の詳細

通常申請

P.14 1.申請の要件を確認する

P.22 2.申請する

特例申請

P.50 要件・証拠書類等を確認する

※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。

※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.101 申請時の注意事項

1. 事業復活支援金の概要（1）事業復活支援金の基本事項

事業復活支援金とは？

事業復活支援金は、**新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約**により、大きな影響を受け、（以下この影響を総称して「新型コロナウイルス感染症影響」という。）**自らの事業判断によらず売上が大きく減少**している**中堅企業、中小企業その他の法人等**（以下「中小法人等」）及び**フリーランスを含む個人事業者**（以下「個人事業者等」）に対して、2021年11月から2022年3月までの期間（以下「対象期間」という。）における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える支援金を迅速かつ公正に給付するものです。

事前確認

事業復活支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通じて登録した登録確認機関から以下の（1）から（4）に該当することの確認を受ける必要があります。

（1） 事業を実施していること
（2） 新型コロナウイルス感染症影響を受けていること
（3） 給付対象その他の給付要件を正しく理解していること
（4） その他中小企業庁又は事務局が必要と認める事項を満たしていること

※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、事業復活支援金HPをご確認ください。（https://jigyou-fukkatsu.go.jp）

以下のいずれかに該当する場合は、**事前確認が不要**です。

☑ **一時支援金を受給済**の方

☑ **月次支援金を受給済**の方

ただし、上記に該当する場合でも、直近の一時支援金又は月次支援金の受給時から、**事業形態/申請主体（※）を変更される方**については、**事前確認が必要**となります。

※：事業形態/申請主体の変更については、P.8をご参照ください。

申請期間

申請期間は2022年1月31日～2022年6月17日まで

申請期限を6月17日(金)まで延長しました。
なお、**「申請IDの発行」は5月31日(火)までとなりますので、ご注意ください。**
また、申請前に必要な**「登録確認機関による事前確認」の実施は6月14日(火)まで**となります。

※2月を対象月として申請される方は、3月から申請可能となります。

※3月を対象月として申請される方は、4月から申請可能となります。

相談ダイヤル

事業復活支援金相談窓口　フリーダイヤル **0120-789-140**
[IP 電話専用回線]03-6834-7593
営業時間　8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）
※申請サポート会場については、事業復活支援金HPでご確認ください。

「事業復活支援金」の不正受給は犯罪です。

給付額

新型コロナウイルス感染症影響で法人事業収入が減少した事業者に対し、5か月分（11～3月）の法人事業収入の減少額を基準に算定した額を一括給付します。法人事業収入の**減少率が50%以上**の場合は、年間法人事業収入に応じて、**上限額100～250万円**、法人事業収入の**減少率が30%以上50%未満**の場合は、年間法人事業収入に応じて、**上限額60万円～150万円**です。

給付額	**基準期間の合計法人事業収入－対象月の法人事業収入×5**

給付上限額

年間法人事業収入 ＼ 法人事業収入減少率	1億円以下の法人	1億円超5億円以下の法人	5億円超の法人
50%以上の場合	100万円	150万円	250万円
30%以上50%未満の場合	60万円	90万円	150万円

基準期間	• **X: 2018年11月～2019年3月** • **Y: 2019年11月～2020年3月** • **Z: 2020年11月～2021年3月　　のうちいずれか**
基準月	基準期間の対象月と同じ月
対象月	新型コロナウイルス感染症影響を受けて、自らの事業判断によらず、基準月と比較して、**法人事業収入が30%以上減少した2021年11月～2022年3月のいずれかの月**
年間法人事業収入	**基準月を含む事業年度**の年間法人事業収入
法人事業収入の減少率	1 － 対象月の法人事業収入／基準月の法人事業収入

※この該当性の判断や給付額の算定に当たっては、**法人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等**（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金、事業再構築補助金、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）、地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じた者への協力金等）**が含まれる場合は、算定上、その額を除いた金額を用います。**ただし、**対象月中に地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じており**、その協力金等を受給する場合は、算定上、受給した協力金等の額のうち**「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額**を**対象月の月間法人事業収入に加えます。詳細はP.19を参照。**

本申請要領は、資本金10億円以上の企業を除く、**中小法人等（会社以外の法人も含む）**の方向けです。

1. 事業復活支援金の概要（2）給付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う**需要の減少又は供給の制約により大きな影響**を受け、**自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少**している必要があります。

需要の減少による影響

① **国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請**
に伴う、自らの財・サービスの**個人消費の機会の減少**

② **国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止**
に伴う、自らの財・サービスの**個人消費の機会の減少**

③ **消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行**
に伴う、自らの財・サービスの**個人需要の減少**

④ **海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制**
に伴う、自らの財・サービスの**海外現地需要の減少**

⑤ **コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少**
に伴う、自らの財・サービスの**個人消費機会の減少**

⑥ **顧客・取引先※が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと**
に伴う、自らの財・サービスへの**発注の減少**
※ 顧客・取引先には他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む

供給の制約による影響

⑦ **コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限**
に伴う、自らの財・サービスの提供に**業務上不可欠な財・サービスの調達難**

⑧ **国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請**
に伴う、自らの財・サービスの提供に**業務上不可欠な取引や商談機会の制約**

⑨ **国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請**
に伴う、自らの財・サービスの提供に**業務上不可欠な就業者の就業制約**

！注意！新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、**通常事業収入を得られない時期**(事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)**を対象月とすること**により、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類（※）の追加提出を求める場合があります。
※書類の具体例：自治体等の要請文、他者がコロナ禍を理由として休業・時短営業等を行ったことが分かる公表文、自らの事業との関連性を示す書類（店舗写真等）　等

事業復活支援金
申請の手続き

はじめに

P.2 1.事業復活支援金の概要

P.6 2.事業復活支援金の詳細

通常申請

P.14 1.申請の要件を確認する

P.22 2.申請する

特例申請

P.50 要件・証拠書類等を確認する

※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。

※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.101 申請時の注意事項

継続支援関係の有無

一時支援金や、月次支援金の**受給実績がない事業者が事業復活支援金を申請する場合**、中小企業庁が事務局を通じて登録した、事前確認を実施する登録確認機関との**継続支援関係の有無**で**事前確認、コロナ影響の選択要否、必要な書類が異なります**。

✓ 継続支援関係のある事業者とは

中小企業庁が事務局を通じて登録した**登録確認機関と継続した支援関係**を有している事業者のことをいい、具体的には以下の事業者が該当します。

①法律に基づき特別に設置された機関の会員・組合員※1
（過去1年以上継続又は今後も含め会員・組合員期間が1年以上のものに限る。）

②法律に基づく士業の顧問先
（過去1年以上継続又は今後も含め契約期間が1年以上のものに限る。）

③預金取扱金融機関の事業性融資先（株式保有先を含む）

④登録確認機関の反復継続した支援先
（事業者の本業で2019年～2021年の間に毎年１回以上の支援実績があるものに限る。）

※1会員・組合員が、設立に当たり行政庁の許認可を得た、中小事業者に関する組合である場合には、さらにその会員・組合員である申請希望者についても継続的支援関係として扱うことが可能です（ただし、あくまで登録確認機関が直接確認することが必要です）。

✓ 事前確認の違い

一時支援金又は月次支援金受給済		• 事前確認不要（一時支援金又は月次支援金のIDで申請いただけます）
一時支援金又は月次支援金未受給	継続支援関係あり	• 一部確認 ➢ 新型コロナウイルス感染症影響の口頭確認※2 ➢ 給付要件の理解を確認
	継続支援関係なし	• 全部確認 ➢ 本人確認 ➢ 形式書類・要件確認 ◘ 申請書類、帳簿書類の有無の確認 ◘ 基準月の一取引及び任意の一取引について、売上証憑の一部（請求書又は領収書と、通帳）の記載を突合 ➢ 新型コロナウイルス感染症影響の口頭確認 ➢ 給付要件の理解を確認

※2登録確認機関が、当該事業者の新型コロナウイルス感染症影響による法人事業収入減少の要因を把握済みの場合は、省略可能です。

事前確認及び提出書類等の簡略化

一時支援金又は月次支援金（以下「支援金」）を受給している場合には、事業復活支援金の申請を行う際は、**原則として、改めて事前確認を行う必要はございません。**

①受給実績

一時支援金又は月次支援金を受給したことがありますか？（※1）

No → ②継続支援関係の有無

Yes → ③事業形態/申請主体の変更

③事業形態/申請主体の変更

直近の支援金受給時から、**事業形態の変更もしくは申請主体の変更**（合併/事業承継/法人成り）がありますか？

Yes → ②継続支援関係の有無

No → ④申請区分の変更

④申請区分の変更

直近の支援金受給時から、**申請区分を変更**しますか？（③に伴う特例区分の変更を除く）

Yes → ⑤提出書類・入力内容の修正・変更

No → ⑤提出書類・入力内容の修正・変更

⑤提出書類・入力内容の修正・変更

直近の支援金の受給時から履歴事項全部証明書、振込先の通帳、入力内容(連絡先、担当者除く)に修正・変更はありますか？

Yes → パターン3

No → パターン4

②継続支援関係の有無

登録確認機関と継続的な支援関係がありますか？

No → パターン1

Yes → パターン2

パターン1
申請ID発番必要※2
申請ID発番 事前確認 継続支援関係なし 基本申請
申請IDを発番し、事前確認を受けた上で基本申請を行ってください

パターン2
申請ID発番必要※2
申請ID発番 事前確認 継続支援関係あり 基本申請
申請IDを発番し、事前確認を受けた上で基本申請を行ってください

パターン3
申請ID発番不要
マイページログイン - 基本申請
マイページにログインし、基本申請を行ってください（事前確認は不要です）

パターン4
申請ID発番不要
マイページログイン - 簡単申請
マイページにログインし、簡単申請を行ってください（事前確認は不要です）

事業形態とは
事業形態とは、「中小法人」、「個人事業者等」、「雑・給与所得で確定申告した個人事業者等」の3種類を指します。

事業形態の変更例
直近の支援金受給時は「個人事業者等」であったが、法人成りにより今回の事業復活支援金申請時は「中小法人」に該当する場合

申請主体の変更とは
合併・事業承継・法人成りに伴い、申請の主体者が変更となることを指します。

申請主体の変更例
直近の支援金受給時はA氏が申請を行ったが、A氏の息子であるB氏に事業承継し、今回の事業復活支援金申請時はB氏が申請する場合

申請区分とは
申請区分とは、通常申請、特例申請を指します。

申請区分の変更例
直近の支援金受給時：A-1特例
今回の事業復活支援金申請時：通常申請
※申請区分の変更：通常申請から特例申請への変更、特例申請から通常申請への変更、特例申請から別の特例申請への変更を含む。

※1 受給した支援金のマイページ上のステータスが「振込完了」となっている必要がございます。
※2 **一時支援金又は月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。（ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。）**

申請パターン別の申請手続き及び証拠書類等

■申請パターン別に、事前確認の必要有無、及び証拠書類が異なります。

- P.8のフローチャートより申請パターンをご確認ください。
- 一時支援金又は月次支援金の受給実績のある基本申請（パターン3）、簡単申請（パターン4）の場合、申請開始時点において、直近に受給した一時支援金又は月次支援金の基本申請の入力情報及び証拠書類がコピーされます。履歴事項全部証明書、振込先の通帳について、直近受給した際の入力情報又は証拠書類を修正する必要がある場合は、基本申請（パターン3）より、情報の再入力、証拠書類の再添付を行ってください。

	項目	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
申請IDの発番	申請IDの発番・マイページの作成	必要	必要	不要	不要	–
事前確認	登録確認機関の事前確認	必要	必要	不要	不要	–
申請	宣誓・同意事項のチェック	必要	必要	必要	必要	–
申請	コロナ影響の選択	必要	不要	不要	不要	P.24
申請	基本情報の入力	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可※1)	P.25
申請	法人名義の 口座情報の入力	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.26
申請	売上情報の入力	必要	必要	必要	必要	P.27
申請	確定申告書類の添付	必要	必要	必要	必要	P.29 ~38
申請	対象月の売上台帳等の添付	必要	必要	必要	必要	P.39
申請	履歴事項全部証明書の添付	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.40
申請	振込先の通帳の添付	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ~42
申請	宣誓・同意書の添付	必要	必要	必要	必要	P.43
申請	基準月の売上台帳等の添付	必要	不要	不要	不要	P.45
申請	基準月の売上に係る通帳等の添付	必要	不要	不要	不要	P.46
申請	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等の添付	必要	不要	不要	不要	P.47
書類保存	2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類および通帳を7年間保存	必要	必要	必要	必要	P.13

※1　事務局からのご連絡先、担当者のみ変更が可能です。

2. 事業復活支援金の詳細（4）申請手続きの詳細（申請パターン別の申請手続き及び証拠書類等）

申請から給付までの流れ

基本申請 パターン1(P.8参照)

申請IDの発行

1 事業復活支援金ホームページへアクセスする

事業復活支援金　検索

事業復活支援金の申請用HP（https://jigyou-fukkatsu.go.jp）

2 仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレス、法人番号を入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3 入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

【一時支援金又は月次支援金を申請したことがある場合】

既存のログインID及びパスワードを用いてログイン

事前確認

4 書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する
※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、事業復活支援金HPをご確認ください
（https://jigyou-fukkatsu.go.jp）

5 登録確認機関の確認を受ける

申請

6 マイページにて入力

- 宣誓・同意事項 (P.17)
- 基本情報 (P.25)
- 口座情報 (P.26)
- 売上額 (P.27)

7 必要書類を添付

- 確定申告書類の控え
- 対象月の売上台帳等
- 履歴事項全部証明書
- 基準月の売上台帳等
- 基準月の売上に係る通帳
- 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等

など（P.28~）

※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）

事業復活支援金の申請

※申請後に、事業の継続及び立て直しに向けた具体的な取組についてのアンケートにご回答ください。

事業復活支援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の金融機関口座に入金

2. 事業復活支援金の詳細（4）申請手続きの詳細（申請パターン別の申請手続き及び証拠書類等）

申請から給付までの流れ

基本申請 パターン2(P.8参照)

申請IDの発行

1 事業復活支援金ホームページへアクセスする

事業復活支援金　検索

事業復活支援金の申請用HP（https://jigyou-fukkatsu.go.jp）

2 仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレス、法人番号を入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3 入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

【一時支援金又は月次支援金を申請したことがある場合】

既存のログインID及びパスワードを用いてログイン

事前確認

4 書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する
※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、事業復活支援金HPをご確認ください
（https://jigyou-fukkatsu.go.jp）

5 登録確認機関の確認を受ける

申請

6 マイページにて入力

- 宣誓・同意事項 (P.17)
- 基本情報 (P.25)
- 口座情報 (P.26)
- 売上額 (P.27)

7 必要書類を添付

- 確定申告書類の控え
- 対象月の売上台帳等
- 履歴事項全部証明書

など（P.28~）

※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）

事業復活支援金の申請

※申請後に、事業の継続及び立て直しに向けた具体的な取組についてのアンケートにご回答ください。

事業復活支援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の金融機関口座に入金

2. 事業復活支援金の詳細（4）申請手続きの詳細（申請パターン別の申請手続き及び証拠書類等）

申請から給付までの流れ

	基本申請 パターン3 (P.8参照)	簡単申請 パターン4 (P.8参照)
ログイン	1 事業復活支援金ホームページへアクセスする 事業復活支援金 検索 （https://jigyou-fukkatsu.go.jp）	
	2 マイページにログインする	
申請	3 マイページにて入力 ●宣誓・同意事項 (P.17) ●基本情報のうち変更がある箇所 (P.25) ●売上額 (P.27)	3 マイページにて入力 ●宣誓・同意事項 (P.17) ●売上額 (P.27)
	4 必要書類を添付 ● 確定申告書類の控え ● 対象月の売上台帳等 ● 既存提出資料のうち修正・追加が必要な書類 ● 宣誓・同意書 など（P.28~） ※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）	4 必要書類を添付 ● 確定申告書類の控え ● 対象月の売上台帳等 ● 既存提出資料のうち修正・追加が必要な書類（履歴事項全部証明書と振込先の通帳を除く） ● 宣誓・同意書 など（P.28~） ※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）

事業復活支援金の申請

※申請後に、事業の継続及び立て直しに向けた具体的な取組についてのアンケートにご回答ください。

事業復活支援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の金融機関口座に入金

2. 事業復活支援金の詳細（5）保存書類の詳細

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる全ての**「帳簿書類および通帳」を７年間保存する必要**があります。（代表例は以下のとおり）
※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございます。
※なお、給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

帳簿書類

- 収入金額や経費を記載した帳簿等
- 請求書、領収書等

収入金額：20●●年 ●月

取引日付	販売商品	販売先	取引数量	取引金額
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
…				
合計				

経費：20●●年 ●月

取引日付	仕入商品等	仕入先	取引数量	取引金額
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
●/●	●●商品	●●商店	●●個	●●円
…	…	…	…	…
合計				●●円

日付、商品名、取引先、取引金額等の基本的な情報を記載

取引の裏付けとなる証憑

ご請求書

株式会社●御中

発行日　：20●●年●月●日
法人等名：株式会社●
担当氏名：●●　●●
住所　　：●県●市●丁目
連絡先　：×××-×××-×××

20●●年●月分 ご請求金額 ●●円

No.	商品名	数量	単価	合計
1	●●	●個	●円	●円
2	●●	●個	●円	●円

20●●年●月分 ご請求金額 ●●円

No.	商品名	数量	単価	合計
1	●●	●個	●円	●円
2	●●	●個	●円	●円

●●商店

【領収書】
●月●日
・●●　●●円
・●●　●●円

合 計　●●円
（うち消費税 ●●円）

お預り　●●円
お釣り　●●円

通帳

- 帳簿書類に記載の取引に関する入出金記録が記帳された通帳

取引内容の一致
（日付/取引先/取引金額）

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
●/●	振込	●●ショウテン	●●円	●●円
●/●	振込	●●ショウテン	●●円	●●円
…	…	…	…	

事業復活支援金
申請の手続き

はじめに

P.2 1.事業復活支援金の概要

P.6 2.事業復活支援金の詳細

通常申請

P.14 1.申請の要件を確認する

P.22 2.申請する

特例申請

P.50 要件・証拠書類等を確認する

※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。

※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.101 申請時の注意事項

1. 申請の要件を確認する 給付対象者

給付対象者

事業復活支援金の給付の申請者は、**新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け**（この影響を総称して、**「新型コロナウイルス感染症影響」**という。）、**自らの事業判断によらず**、対象期間内に**基準期間の同月と比較して、月間の法人事業収入が30%以上減少した月**が存在することを含め、以下の(1)～(3)の給付要件をいずれも満たす必要があります。

(1) **2022年1月1日時点において、次の①又は②のうちいずれかを満たす法人**（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人をいう。以下同じ。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のうちいずれかを満たす法人であること。

① 資本金の額又は出資の総額（*1）が**10億円未満**であること

② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数（*2）が**2,000人以下**であること

*1「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

*2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

(2) **2019年以前から事業を行っている者であって、基準期間をその期間内に含む年のうちいずれかの年及び対象期間において、法人事業収入（売上）を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。**

※法人事業収入は（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１項第３１号に規定する確定申告書（以下「法人確定申告書」という。）の別表１における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。以下同じ。）

(3) **新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらず**、対象期間内に基準期間の同月と比較して、**月間の法人事業収入が30%以上減少した月が存在すること。**

※この該当性の判断や給付額の算定に当たっては、**法人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等**（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金、事業再構築補助金、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）、地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じた者への協力金等）**が含まれる場合は、算定上、その額を除いた金額を用います。**ただし、**対象月中に地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じており**、その協力金等を受給する場合は、算定上、受給した協力金等の額のうち**「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を対象月の月間法人事業収入に加えます。****(詳細はP.19を参照。)**

注：事業復活支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号･雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限ります。

【参考】期間等の定義

- 対象期間　：2021年11月から2022年3月までの期間
- 基準期間　：2018年11月から2019年3月まで、2019年11月から2020年3月まで又は2020年11月から2021年3月までの期間のうち、申請者が選択するいずれかの期間
- 対象月　：対象期間のいずれかの月であって、基準期間の同じ月と比較して、月間の法人事業収入が30%以上減少した月として、申請を行う日の属する月の前月までの中から申請者が選択するひと月
- 基準月　：基準期間の対象月と同じ月

不給付要件

下記の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。※1

（1）事業復活支援金に関する給付通知を受け取った者

（2）支援金等※2に係る不正受給を行った者

※2　持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金

（3）国、法人税法別表第1に規定する公共法人

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

（5）政治団体

（6）宗教上の組織又は団体

（7）（1）～（6）に掲げる者のほか、事業復活支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

※1　不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、事業復活支援金を受給することはできません。

1. 申請の要件を確認する 宣誓・同意事項

宣誓・同意事項

給付の申請を行う全ての対象月分の事業復活支援金について、次の（1）から（4）までのいずれにも宣誓し、次の（5）から（10）までのいずれにも同意する必要があります。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合、中小企業庁長官（以下「長官」）が給付額を決定する前であれば、事業復活支援金の申請を取り下げ、既に事業復活支援金の給付を受けていた場合は速やかに事業復活支援金事務局に返還します。

※ 宣誓・同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓・同意頂きます。

●宣誓・同意事項

（1）事業復活支援金に係る**給付要件を満たしている**こと

※**新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たしません**

- 実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、**通常事業収入を得られない時期**（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）**を対象月とする**ことにより、算定上の売上が減少している場合
- **売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整**により売上が減少している場合
- 要請等に基づかない**自主的な休業や営業時間の短縮**、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで**単に営業日数が少ないこと**等により売上が減少している場合　等

（2）給付規程に定める基本情報及び証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に**虚偽のない**こと

（3）給付規程で定める**暴力団排除に関する誓約事項**について遵守すること

（4）事業復活支援金の給付を受けた後にも**事業の継続及び立て直し**をする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと

（5）給付規程で定める**法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳その他の中小企業庁又は事務局が定める書類等を電磁的記録等により７年間保存**し、給付要件を満たさないおそれがある場合等には、**事務局**又は長官が委任若しくは準委任した者**の依頼に応じて、速やかに提出**すること
※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、経費台帳、請求書、領収書等を指す。

（6）事務局等が給付規程に基づいて行う**関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じる**こと

（7）給付規程に定める**無資格受給又は不正受給**が発覚した場合には、給付規程に従い、給付を受けた事業復活支援金について、**返還等を遅滞なく行う義務を負う**ほか、申請者の**法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置**がとられることがあること

（8）事業復活支援金、月次支援金、一時支援金、持続化給付金及び家賃支援給付金（以下これらを総称して、この項において「支援金等」という。）の給付の申請に当たって**それぞれの支援金等の事務局に提出した全ての基本情報等や支援金等に関する調査結果**が、**中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局、国税庁その他の関係行政機関並びに捜査機関の間において相互に提供**され、基本情報等の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む**全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる**場合があること

（9）**提出した基本情報等**が事業復活支援金の事務並びに**国及び地方公共団体による事業復活支援金の制度枠組みを準用した支援策**（実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。）**の事務のために第三者に提供される**場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び事業復活支援金の**給付等に必要な範囲において申請者情報（個人情報を含む）が第三者から取得される**場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

（10）**給付規程に従う**こと

給付額の算定方法

事業復活支援金の給付額は、対象月について次の（１）、（２）に定める金額を超えない範囲で、**基準期間の法人事業収入から、対象月の月間の法人事業収入に５を乗じて得た額を差し引いたもの**とする。

（１）基準月の月間の法人事業収入と比較して、対象月の月間の法人事業収入の減少が減少率が
50%以上　100万円（年間法人事業収入1億円以下の法人）、150万円(年間法人事業収入1億円超から5億円以下の法人）、250万円(年間法人事業収入5億円超の法人）

（２）基準月の月間の法人事業収入と比較して、対象月の月間の法人事業収入の減少が減少率が
30%以上50%未満　60万円（年間法人事業収入1億円以下の法人）、90万円(年間法人事業収入1億円超から5億円以下の法人）、150万円(年間法人事業収入5億円超の法人）

■給付額の算定式

S：給付額（上限あり、詳細は下記表を参照）

A：基準期間の法人事業収入の合計

B：対象月の月間法人事業収入

S＝A－B × 5

給付額の上限は以下の通りとなります

		基準月（基準期間の対象月と同じ月）を その期間内に含む事業年度の年間法人事業収入		
		１億円以下の法人	１億円超 ５億円以下の法人	５億円超の法人
対象月の法人事業収入の減少率	減少率50%以上の場合	100万円	150万円	250万円
	減少率30%以上50%未満の場合	60万円	90万円	150万円

※ この該当性の判断や給付額の算定に当たっては、**法人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等**（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金、事業再構築補助金、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）、地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じた者への協力金等）**が含まれる場合は、算定上、その額を除いた金額を用います。**ただし、**対象月中に地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じており**、その協力金等を受給する場合は、算定上、受給した協力金等の額のうち**「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を対象月の月間法人事業収入に加えます。**　**(詳細はP.19を参照。)**

※ なお、上記の扱いに伴い「確定申告書に記載の法人事業収入」と「申請フォームに記載の法人事業収入」に相違が生じることがありますが 、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等の計上区分については、以下をご参照ください。
（https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf）

1.申請の要件を確認する　新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等の扱い

新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金等の扱い

基本的なケース

対象月の該当性判断や給付額の計算に当たっては、各月の事業収入に、**新型コロナウイルス感染症対策として**国又は地方公共団体による支援施策により得た**給付金、補助金等**（※）**が含まれる場合**は、**その額を除きます**。

※ 事業収入に含まれるものの、算定上控除する給付金等としては、例えば以下が挙げられます。

- 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金等（持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金、事業再構築補助金、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）等）
- 地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等（「時短要請等」）に応じた者への協力金等

■算定のイメージ（給付額の計算においても同様）

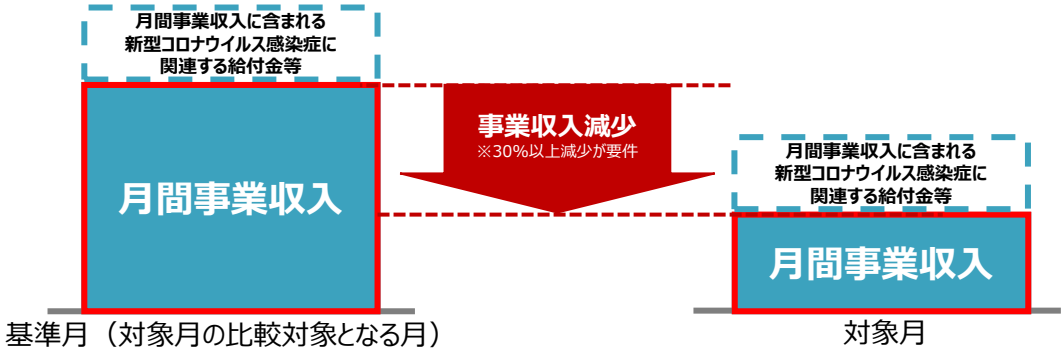

※**対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じている場合**は、以下の対応も必要です。

対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じている者の場合

対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う**協力金等**（※1）**を受給する場合**（受給しようとする場合を含む。）は、**「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額**（※2※3）を、**対象月の月間事業収入に加えます**。

※1　時短要請等に応じた者に対しての給付で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金が充てられるもの。（各協力金等が上記に該当するかは、当該地方公共団体のHP等をご確認いただき、不明な点は当該地方公共団体にお問い合わせください。）

※2　対象月中に受給したもののみならず、対象月以降に（対象月に時短要請等に応じた分として）受給するものも含みます。

※3　協力金等を申請予定又は申請中であって給付決定前の場合は、申請者が受給を見込む額又は申請額を用いることとします。

■算定のイメージ（給付額の計算においても同様）

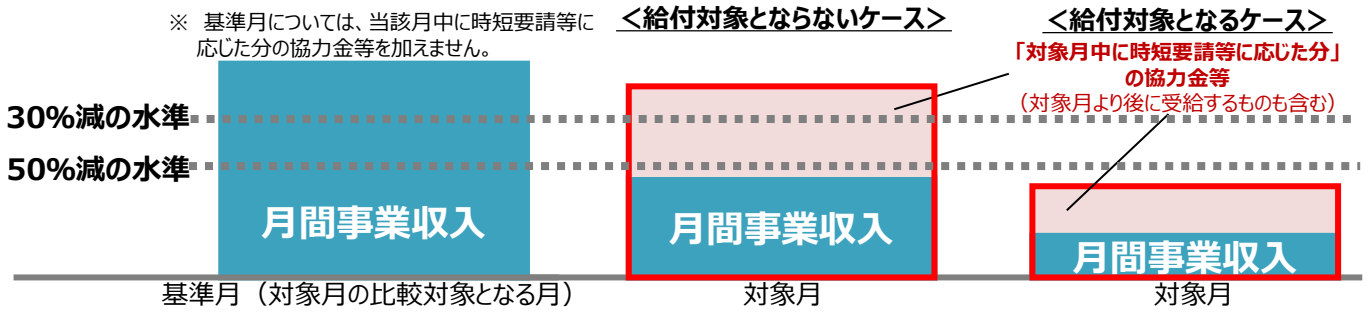

（参考）協力金等の協力期間が対象月の前月や翌月にまたぐ場合における、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額の算出方法
→「**協力金等の一日当たりの単価　×　対象月中の協力日数**」

> 例：　要請期間（1月21日～2月13日）の全日協力し、72万円（**3**万円×24日間(1月は**11**日間)）の協力金を受給。事業復活支援金では1月（月間事業収入**100**万円）を対象月として選択。

受給した（ないし受給を見込む）給付金、補助金、協力金等について、その裏付けとなる書類（※）**の追加提出を求める場合があります。**
※書類の具体例：給付決定通知書、振込先口座の通帳　等

給付額の算定例（基準期間が2018年11月からの場合）

【給付額の算定例1】 決算月3月、対象月11月、年間法人事業収入1億円以下　　売上高（万円）

2018年度	2018年									2019年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	100	100	100	100	100	100	100	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**	**1200**
2019年度	2019年									2020年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	480
2021年度	2021年									2022年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	30	30	30	30	30	30	30	**30**	30	30	30	30	360

2018年11月の月間事業収入100万円に対して、**2021年11月の月間事業収入が30万円**であり、
基準期間の同じ月と比較して**50%以上減少**しているため給付対象となります。

A：基準期間の2018年11月から2019年3月までの法人事業収入 ：500万円
B：2021年の11月の月間事業収入：30万円

基準月を含む事業年度の年間法人事業収入が**1億円以下**であり、
対象月の基準月と比較した法人事業収入の減少率が、**50%以上**であるため**上限額は、100万円**になります。

350万円＝500万円－30万円×5
350万円＞100万円（上限額：100万円（減少率50%以上、年間法人事業収入1億円以下））

S：給付額100万円

【給付額の算定例2】 決算月1月、対象月11月、年間法人事業収入1億円以下　　売上高（万円）

2018年度	2018年											2019年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	**50**	**40**	**40**	**580**
2019年度	2019年											2020年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
	40	**30**	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	370
2021年度	2021											2022年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	**30**	30	30	360

2018年11月の月間事業収入50万円に対して、**2021年11月の月間事業収入が30万円**であり、
基準期間の同じ月と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A：基準期間の2018年11月から2019年3月までの法人事業収入 ：200万円
B：2021年の11月の月間事業収入：30万円

基準月を含む事業年度の年間法人事業収入が**1億円以下**であり、
対象月の基準月と比較した法人事業収入の減少率が、**30%以上、50%未満**であるため
上限額は、60万円になります。

50万円＝200万円－30万円×5
50万円＜60万円（上限額：60万円　（減少率30%以上、50%未満、年間法人事業収入1億円以下））

S：給付額50万円

給付額の算定例（基準期間が2019年11月からの場合）

【給付額の算定例1】 決算月3月、対象月12月、年間法人事業収入1億円超、5億円以下　　売上高（万円）

2019年度	2019年									2020年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	**2000**	**2000**	**2000**	**1500**	**1500**	**23000**
2020年度	2020年									2021年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	18000
2021年度	2021年									2022年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	**1200**	1200	1200	1200	16800

2019年12月の月間事業収入2,000万円に対して、**2021年12月の月間事業収入が1,200万円**であり、基準期間の同じ月と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A：基準期間の2019年11月から2020年3月までの法人事業収入　：9,000万円
B：2021年の12月の月間事業収入：1,200万円

基準月を含む事業年度の年間法人事業収入が**1億円超、5億円以下**であり、
対象月の基準月と比較した法人事業収入の減少率が、 **30%以上、 50%未満**であるため
上限額は、90万円になります。

3,000万円＝9,000万円－1,200万円×5
3,000万円＞90万円（上限額：90万円（減少率30%以上、 50%未満、年間法人事業収入1億円超、5億円以下））

S：給付額90万円

【給付額の算定例2】 決算月1月、対象月12月、年間法人事業収入1億円超、5億円以下　　売上高（万円）

2019年度	2019年											2020年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	**2000**	**2000**	**2000**	**24000**
2020年度	2020年											2021年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
	1500	**1500**	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	18000
2021年度	2021年											2022年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	**1000**	1000	17000

2019年12月の月間事業収入2,000万円に対して、**2021年12月の月間事業収入が1,000万円**であり、基準期間の同じ月と比較して**50%以上減少**しているため給付対象となります。

A：基準期間の2019年11月から2020年3月までの法人事業収入　：9,000万円
B：2021年の12月の月間事業収入：1,000万円

基準月を含む事業年度の年間法人事業収入が**1億円超、5億円以下**であり、
対象月の基準月と比較した法人事業収入の減少率が、 **50%以上**であるため**上限額は、150万円**になります。

4,000万円＝9,000万円－1,000万円×5
4,000万円＞150万円（上限額：150万円（減少率50%以上、年間事業収入1億円超、5億円以下））

S：給付額150万円

事業復活支援金
申請の手続き

はじめに

P.2 1.事業復活支援金の概要

P.6 2.事業復活支援金の詳細

通常申請

P.14 1.申請の要件を確認する

P.22 2.申請する

特例申請

P.50 要件・証拠書類等を確認する

※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。

※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.101 申請時の注意事項

申請期間・方法

(1)申請期間

申請期間は2022年1月31日～2022年6月17日まで

申請期限を6月17日(金)まで延長しました。
なお、**「申請IDの発行」は5月31日(火)までとなりますので、ご注意ください。**
また、申請前に必要な**「登録確認機関による事前確認」の実施は6月14日(火)まで**となります。

※ 2月を対象月として申請される方は、3月から申請可能となります。

※ 3月を対象月として申請される方は、4月から申請可能となります。

〇事前確認

事業復活支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通じて登録した登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。

以下のいずれかに該当する場合は、**事前確認が不要**です。

☑ **一時支援金を受給済**の方

☑ **月次支援金を受給済**の方

ただし、上記に該当する場合でも、直近の一時支援金又は月次支援金の受給時から、**事業形態/申請主体（※）を変更される方**については、**事前確認が必要**となります。

※：事業形態/申請主体の変更については、P.10をご参照ください。

(2)申請方法

事業復活支援金の申請用HPからの電子申請。

■ 事業復活支援金の電子申請の流れ

宣誓・同意事項のチェック

- 宣誓・同意事項の内容を全て確認した上で、各項目にチェックを入れてください。
- 宣誓・同意事項の各項目の内容は「P.17」を参照してください。

申請情報の入力

- 基本情報、口座情報、売上情報を入力してください。

※一時支援金又は月次支援金の受給実績のある基本申請（パターン3）、簡単申請（パターン4）の場合は、基本情報、口座情報、の入力は不要です。申請パターンについてはP.8をご確認ください。

- 入力項目の詳細は「P.24～」を参照してください。

証拠書類等の添付

- 申請に必要な証拠書類等を添付してください。
- 証拠書類等の詳細は「P.28～」を参照してください。

事業復活支援金の申請完了

※電子申請の操作方法等については、事業復活支援金HPの資料ダウンロードに掲載している「オンライン申請手順のご案内」をご覧ください。（https://jigyou-fukkatsu.go.jp/downloads/index.html）

コロナ影響の選択

新型コロナウイルス感染症による影響について、下記の項目をご入力いただきます。（申請パターンについてはP.8をご確認ください。）

	項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請
①	コロナ影響の選択	法人事業収入の減少の理由 （チェック方式）	必要	不要	不要	不要

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。（申請パターンについてはP.8をご確認ください。）

	項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請
①	法人番号	13桁の法人番号を入力してください	必要	必要	不要 (変更不可)	不要 (変更不可)
②	法人名※1	会社名を入力してください	必要	必要	不要 (変更不可)	不要 (変更不可)
③	本店所在地※1	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください	必要	必要	不要 (変更不可)	不要 (変更不可)
④	業種 （日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種を入力してください（申請画面で選択式）	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑤	事業内容	事業内容を入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑥	設立年月日	設立年月日を西暦で入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑦	決算月	決算月を入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑧	資本金額・出資の総額	資本金の額又は出資の総額を入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑨	常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数を入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑩	代表者役職	代表者の役職を入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑪	代表者氏名	代表者の氏名とフリガナを入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑫	代表者電話番号	電話番号を入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	不要 (変更不可)
⑬	担当者氏名	担当者の氏名とフリガナを入力してください	必要	必要	必要に応じて 変更	必要に応じて 変更
⑭	担当者電話番号	担当者の電話番号を入力してください 代表者電話番号と同じ場合「同上」と入力ください	必要	必要	必要に応じて 変更	必要に応じて 変更
⑮	事務局からの連絡先	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）・電話番号を入力してください（②と同じ場合は入力不要）	必要	必要	必要に応じて 変更	必要に応じて 変更

※1 基本申請（パターン3）で直近の一時金又は月次金の受給時から法人名・本店所在地(代表者住所)が変更となる場合は、①新しい法人名もしくは本店所在地が記載された履歴事項全部証明書、及び②新しい法人名義の振込先の通帳を添付いただき、マイページの売上情報における名義欄にて、法人名と確定申告書名義が「一致していない」ことを選択のうえ、「社名変更」等適切な不一致理由を選択頂き、旧法人名等を記載してください。なお、マイページの基本情報における法人名・本店所在地（代表者住所）は修正する必要はございません。

口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。（申請パターンについてはP.8をご確認ください。）

	項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請
①	種別	普通預金/当座預金	必要	必要	必要に応じて変更	不要(変更不可)
②	金融機関コード	金融機関コード(4桁の数字)	必要	必要	必要に応じて変更	不要(変更不可)
③	金融機関名	金融機関名を入力してください	必要	必要	必要に応じて変更	不要(変更不可)
④	支店コード	支店コード(3桁の数字)	必要	必要	必要に応じて変更	不要(変更不可)
⑤	支店名	支店名を入力してください	必要	必要	必要に応じて変更	不要(変更不可)
⑥	口座番号	口座番号を入力してください	必要	必要	必要に応じて変更	不要(変更不可)
⑦	口座名義カナ	法人名と一致するもの	必要	必要	必要に応じて変更	不要(変更不可)

※ 法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能です。ただし、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。（詳細はP.42を参照。）

【本人確認書類】

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで添付してください。

(1)運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）

(2)個人番号カード（オモテ面のみ）

※個人番号カードを添付される場合、オモテ面のみ添付いただき、裏面の個人番号が写らないようにしてください。

(3)写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

(4)在留カード、特別永住者証明書

又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

(5)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）

※ いずれの場合も、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、**申請を行う日において有効**なもので、**記載された住所が申請時に登録する住所と同一のもの**に限る。

なお、(1)から(5)を保有していない場合は、(6)又は(7)で代替することができるものとします。

(6)住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

(7)住民票の控え及び各種健康保険証の両方

※住民票は発行から３か月以内のものを添付してください。

※健康保険証を添付される場合、「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」を必ず塗りつぶすなどして、確認できないような形式で添付してください。

売上情報の入力

売上情報として入力いただくのは下記の項目です。（申請パターンについてはP.8をご確認ください。）

	項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請
①	基準期間	X: **2018年11月～2019年3月** Y: **2019年11月～2020年3月** Z: **2020年11月～2021年3月** 上記のいずれか	必要	必要	必要	必要
②	対象月	対象月を入力してください (申請画面で選択式)	必要	必要	必要	必要
③	基準期間の事業収入	基準期間の11月～3月の各月の月間法人事業収入をそれぞれ入力してください	必要	必要	必要	必要
④	対象月の事業収入	対象月の月間法人事業収入を入力してください	必要	必要	必要	必要
⑤	基準月を含む事業年度の年間事業収入	**基準月**（基準期間の対象月と同じ月）**が含まれる事業年度の法人事業概況説明書（1ページ目）の売上（収入）高**欄に記載されている、年間法人事業収入を入力してください。	必要	必要	必要	必要

※ この該当性の判断や給付額の算定に当たっては、**法人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等**（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金、事業再構築補助金、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）、地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じた者への協力金等）**が含まれる場合は、算定上、その額を除いた金額を用います。**ただし、**対象月中に地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じており**、その協力金等を受給する場合は、算定上、受給した協力金等の額のうち**「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額**を**対象月の月間法人事業収入に加えます。(詳細はP.19を参照。)**

※ なお、上記の扱いに伴い「確定申告書に記載の法人事業収入」と「申請フォームに記載の法人事業収入」に相違が生じることがありますが 、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等の計上区分については、以下をご参照ください。
（https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf）

証拠書類等の添付

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	• X: 基準期間が2018年11月から2019年3月： **2018年11月から2019年3月、2019年11月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低3枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低6枚（両面）） • Y: 基準期間が2019年11月から2020年3月： **2019年11月から2020年3月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面）） • Z: 基準期間が2020年11月から2021年3月： **2019年11月、2020年11月から2021年3月までの月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））	必要	必要	必要	必要	P.29 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.40
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月の売上台帳等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月の売上に係る通帳等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

必要な確定申告書類の事業年度

- 選択する**基準期間**及び、**決算月**に応じて、**必要な確定申告書の年度・枚数が異なります。**
- 以下の表を参考に、ご自身が選択する基準期間と決算月に応じた確定申告書類を添付してください。

決算月	基準期間と決算月に応じた、提出が必要な確定申告書類の年度		
	基準期間X 2018/11～2019/3	基準期間Y 2019/11～2020/3	基準期間Z 2020/11～2021/3
1月	2018年度、2019年度、2020年度	2019年度、2020年度	2019年度、2020年度、2021年度
2月	2018年度、2019年度、2020年度	2019年度、2020年度	2019年度、2020年度、2021年度
3月～10月	2018年度、2019年度、2020年度	2019年度、2020年度	2019年度、2020年度
11月	**2017年度**、2018年度、2019年度	**2018年度**、2019年度	**2018年度**、2019年度、2020年度
12月	2018年度、2019年度、2020年度	2019年度、2020年度	2019年度、2020年度、2021年度

※ 一年度が12か月分ある想定で上記の表は作成されております。一年度が12か月分ない場合は、事業年度に関わらず、必要な期間を含む確定申告書類をご提出ください。
※「N年度」とは、事業年度が開始する月を含む年を「N年」としたとき、そこから始まる事業年度のことを指します。

【原則】
確定申告書別表一の控えには、収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を提出いただく確定申告書の年分添付することが必要です。
【例外】
ただし、収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年分の「納税証明書（その２所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付することが必要です。

納税証明書（その2所得金額用）
注：納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください。）。詳しくは国税庁（e-TAX）のHPをご覧ください。
（https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）
※事業復活支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

2. 申請する 証拠書類等の添付①-a 確定申告書類

①-a 確定申告書類（最低9枚）
基準期間X：2018年11月～2019年3月の場合

下記の書類について、**2018年11月から2019年3月、2019年11月及び2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」**の分を添付してください。

- 確定申告書別表一の控え（最低3枚）
- 法人事業概況説明書の控え(最低6枚(両面))

※ 少なくとも、確定申告書別表一の控えには**収受日付印が押印**（e-Taxにより申告した場合は、**受付日時及び受付番号が印字**）されていること。

●確定申告書別表一（最低3枚）

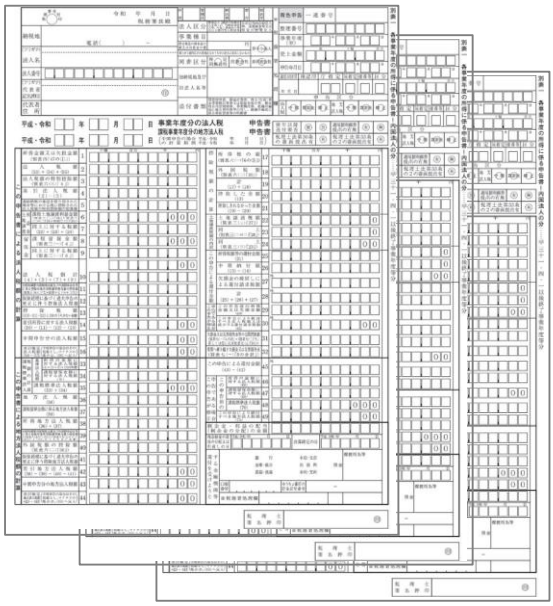

●法人事業概況説明書（最低6枚（両面））

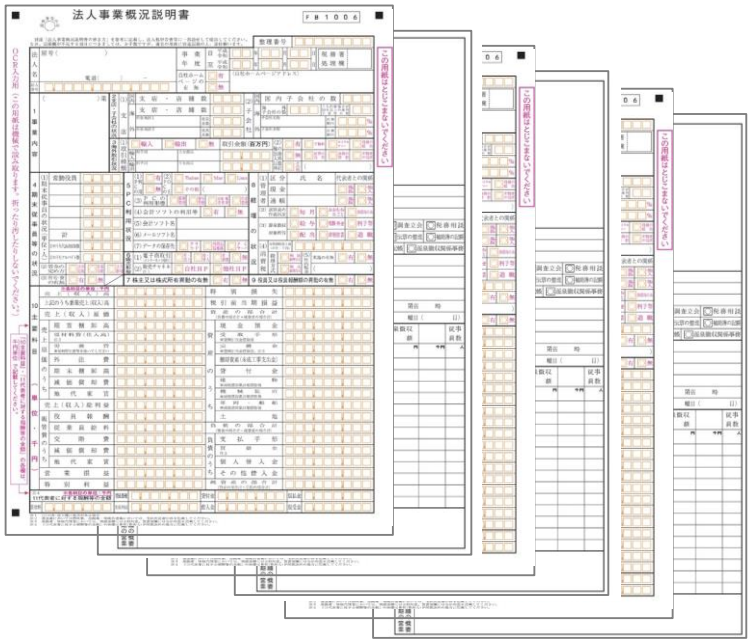

■添付する確定申告書類の事業年度の例

例）基準期間が2018年11月から2019年3月、決算月が3月

添付が必要な期間	2018年度	2018年									2019年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	**12月**	**1月**	**2月**	**3月**
	2019年度	2019年									2020年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月	2月	3月
	2020年度	2020年									2021年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月	2月	3月

2018年11月から2019年3月、2019年11月及び、2020年11月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類

→**2018年度、2019年度、2020年度**分の確定申告書類の添付が必要となります

例）基準期間が2018年11月から2019年3月、決算月が1月

添付が必要な期間	2018年度	2018年											19年
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	**12月**	**1月**
	2019年度	2019年											20年
		2月	**3月**	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月
	2020年度	2020年											21年
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月

2018年11月から2019年3月、2019年11月及び、2020年11月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類

→**2018年度、2019年度、2020年度**分の確定申告書類の添付が必要となります

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

①-a 確定申告書類（最低6枚）
基準期間Y：2019年11月～2020年3月の場合

下記の書類について、**2019年11月から2020年3月及び、2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」**の分を添付してください。

- 確定申告書別表一の控え（最低2枚）
- 法人事業概況説明書の控え(最低4枚(両面))

※ 少なくとも、確定申告書別表一の控えには**収受日付印が押印**（e-Taxにより申告した場合は、**受付日時及び受付番号が印字**）されていること。

●確定申告書別表一（最低2枚）

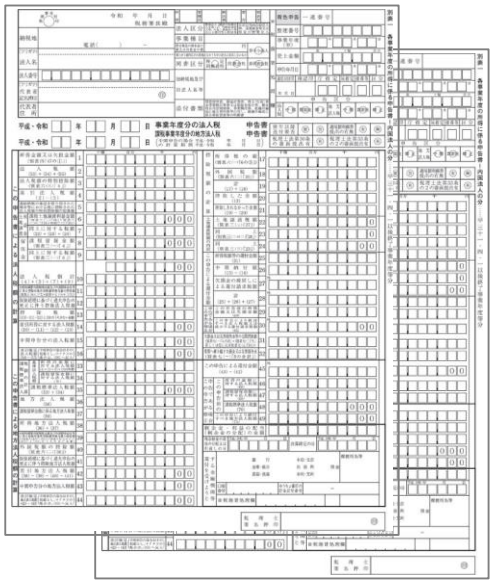

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

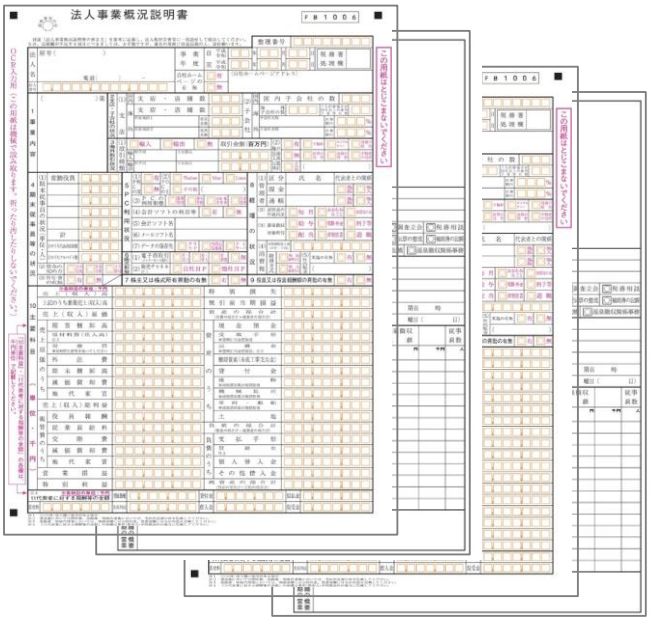

■添付する確定申告書類の事業年度の例

例）基準期間が2019年11月から2020年3月、決算月が3月

添付が必要な期間	2019年度	2019年									2020年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	**12月**	**1月**	**2月**	**3月**
	2020年度	2020年									2021年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月	2月	3月

2019年11月から2020年3月及び、2020年11月を
その期間内に含む全ての事業年度の
確定申告書類

→**2019年度、2020年度**分の確定申告書類の添付が必要となります

例）基準期間が2019年11月から2020年3月、決算月が1月

添付が必要な期間	2019年度	2019年											20年
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	**12月**	**1月**
	2020年度	2020年											21年
		2月	**3月**	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月

2019年11月から2020年3月及び、2020年11月を
その期間内に含む全ての事業年度の
確定申告書類

→**2019年度、2020年度**分の確定申告書類の添付が必要となります

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

①-a 確定申告書類（最低6枚）
基準期間Z：2020年11月～2021年3月の場合

下記の書類について、**2019年11月及び、2020年11月から2021年3月をその期間に含む「全ての事業年度」**の分を添付してください。

- 確定申告書別表一の控え（最低2枚）
- 法人事業概況説明書の控え(最低4枚(両面))

※ 少なくとも、確定申告書別表一の控えには**収受日付印が押印**（e-Taxにより申告した場合は、**受付日時及び受付番号が印字**）されていること。

●確定申告書別表一（最低2枚）

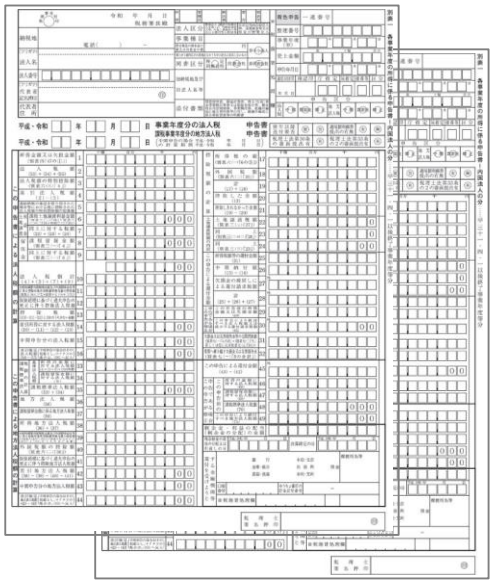

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

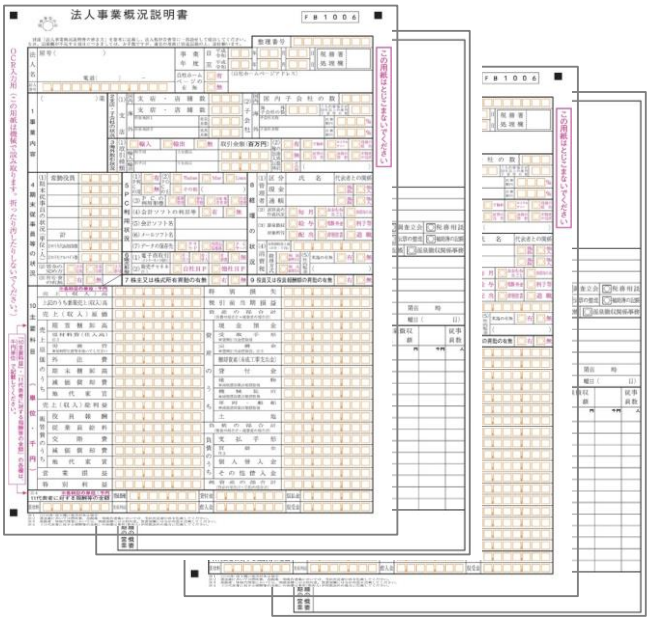

■添付する確定申告書類の事業年度の例

例）基準期間が2020年11月から2021年3月、決算月が3月

添付が必要な期間	2019年度	2019年									2020年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月	2月	3月
	2020年度	2020年									2021年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	**12月**	**1月**	**2月**	**3月**

2019年11月及び、2020年11月から2021年3月を
その期間内に含む全ての事業年度の
確定申告書類

→**2019年度、2020年度**分の確定申告書類の添付が必要となります

例）基準期間が2020年11月から2021年3月、決算月が1月

添付が必要な期間	2019年度	2019年											20年
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月
	2020年度	2020年											21年
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	**12月**	**1月**
	2021年度	2021年											22年
		2月	**3月**	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

2019年11月及び、2020年11月から2021年3月を
その期間内に含む全ての事業年度の
確定申告書類

→**2019年度、2020年度、2021年度**分の確定申告書類の添付が必要となります

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

①-b 確定申告書類 e-Tax（受信通知）（最低3枚）
基準期間X：2018年11月～2019年3月の場合

■受信通知（メール詳細）（最低3枚）（2018年11月から2019年3月、2019年11月及び2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付してください。

■確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書（最低9枚）（2018年11月から2019年3月、2019年11月及び2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

●確定申告書別表一（最低3枚）

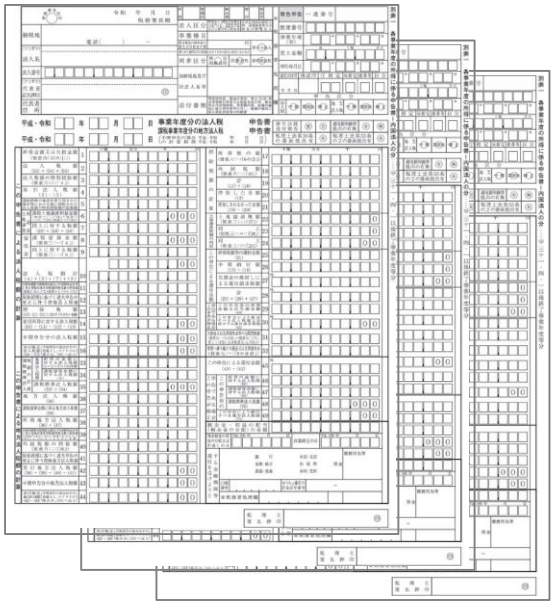

●法人事業概況説明書（最低6枚（両面））

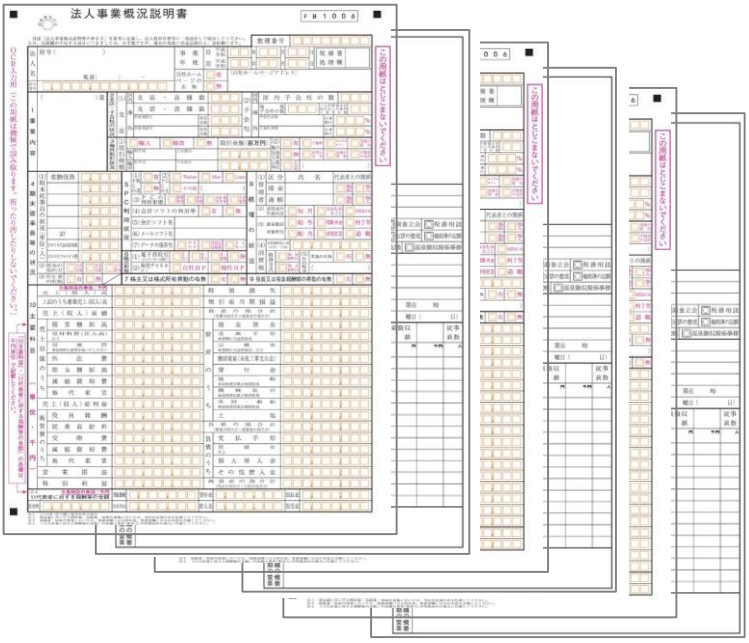

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

①-b 確定申告書類 e-Tax（受信通知）（最低2枚）
基準期間Y：2019年11月～2020年3月の場合

■受信通知（メール詳細）（最低2枚）（2019年11月から2020年3月及び、2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付してください。

■確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書（最低6枚）（2019年11月から2020年3月及び、2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

●確定申告書別表一（最低2枚）

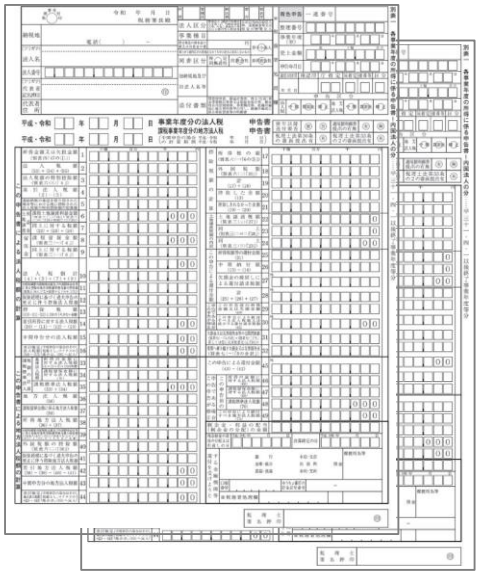

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

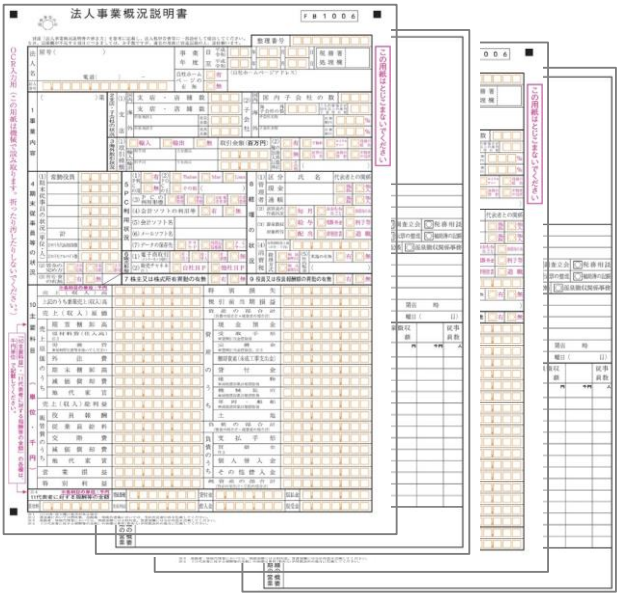

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する 証拠書類等の添付①-b e-Tax（受信通知）

①-b 確定申告書類 e-Tax（受信通知）（最低2枚）
基準期間Z：2020年11月～2021年3月の場合

■受信通知（メール詳細）（最低2枚）（2019年11月及び、2020年11月から2021年3月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付してください。

■確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書（最低6枚）（2019年11月及び、2020年11月から2021年3月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

●確定申告書別表一（最低2枚）

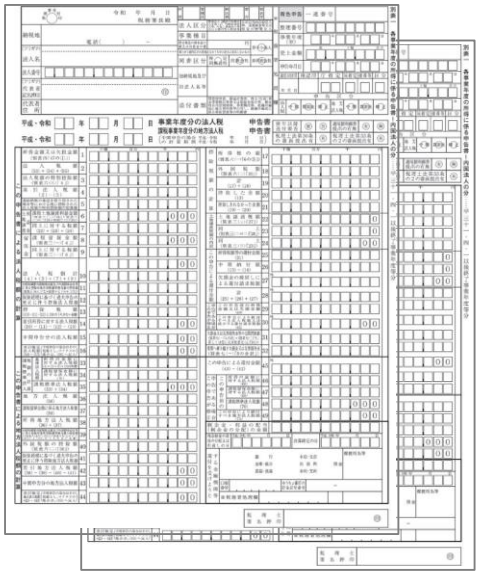

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

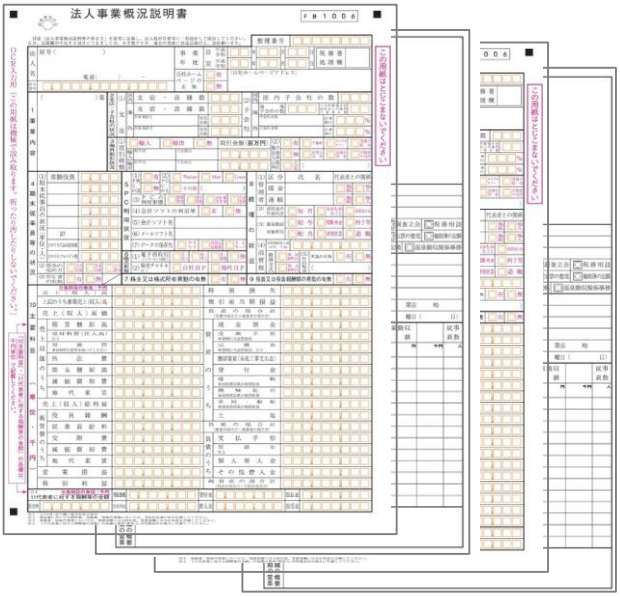

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する 証拠書類等の添付①-c 例外

①-c 確定申告書収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合 基準期間X：2018年11月～2019年3月の場合

■納税証明書（その2所得金額用）（最低3枚）（2018年11月から2019年3月、2019年11月及び2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分：各1枚）

収受日付印（受付日時及び受付番号の印字）又は受信通知（ メール詳細）のいずれも存在しない場合には添付する確定申告書類の年分の「納税証明書（その2所得 金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください）。
詳しくは国税庁（e-TAX）のHPをご覧ください。なお、事業復活支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

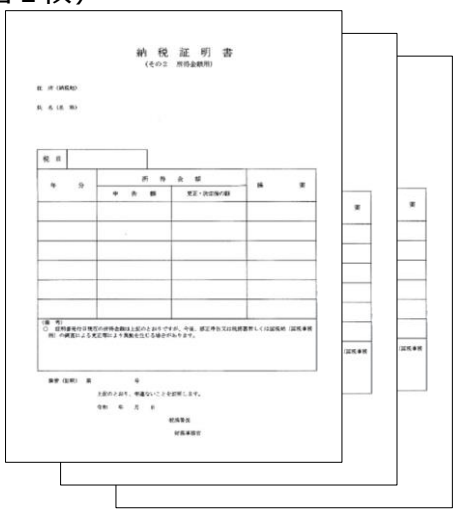

■確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書（最低9枚）（2018年11月から2019年3月、2019年11月及び2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

●確定申告書別表一（最低3枚）

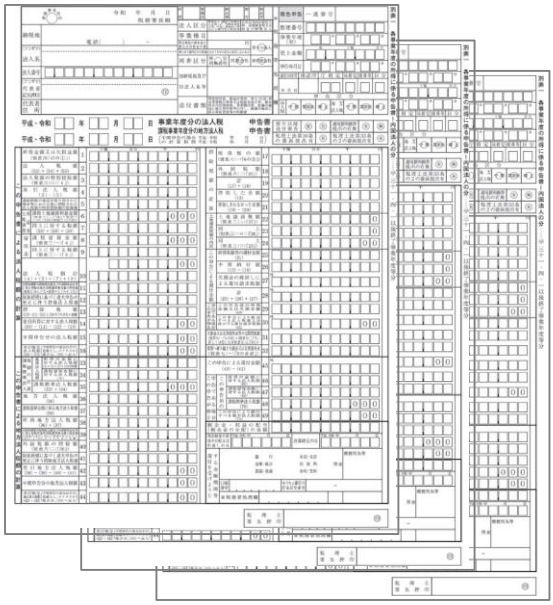

●法人事業概況説明書（最低6枚（両面））

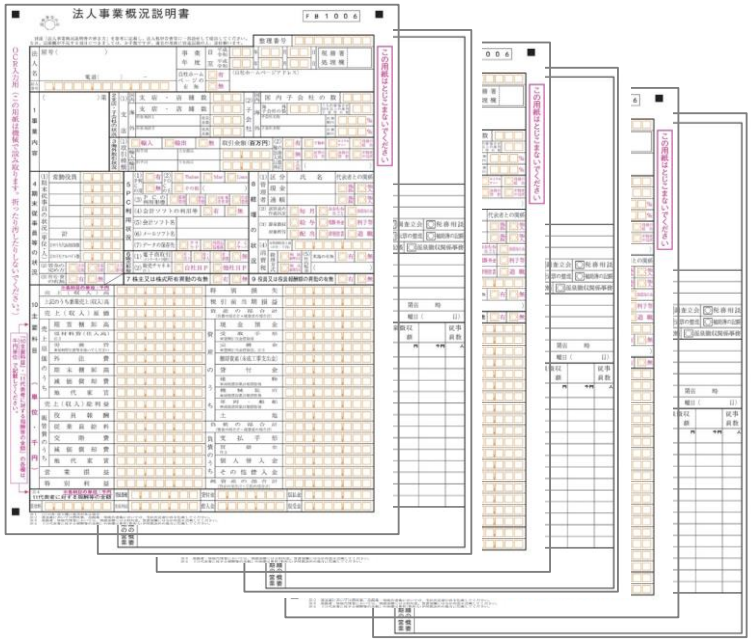

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する 証拠書類等の添付①-c 例外

①-c 確定申告書収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合 基準期間Y：2019年11月～2020年3月の場合

■納税証明書（その2所得金額用）（最低2枚）（2019年11月から2020年3月及び、2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分：各1枚）

収受日付印（受付日時及び受付番号の印字）又は受信通知（ メール詳細）のいずれも存在しない場合には添付する確定申告書類の年分の「納税証明書（その2所得 金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください）。
詳しくは国税庁（e-TAX）のHPをご覧ください。なお、事業復活支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

■確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書（最低6枚）（2019年11月から2020年3月及び、2020年11月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

●確定申告書別表一（最低2枚）

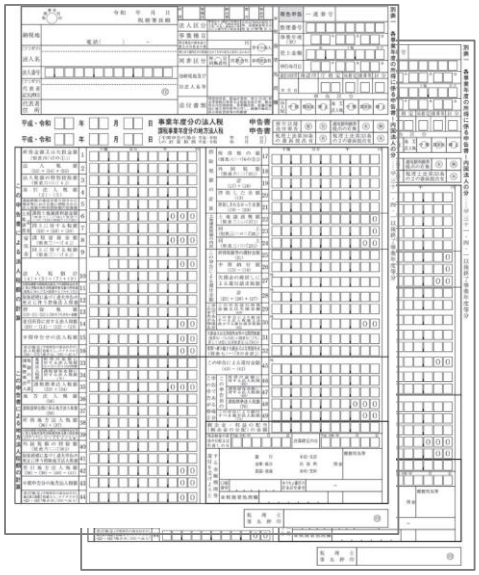

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

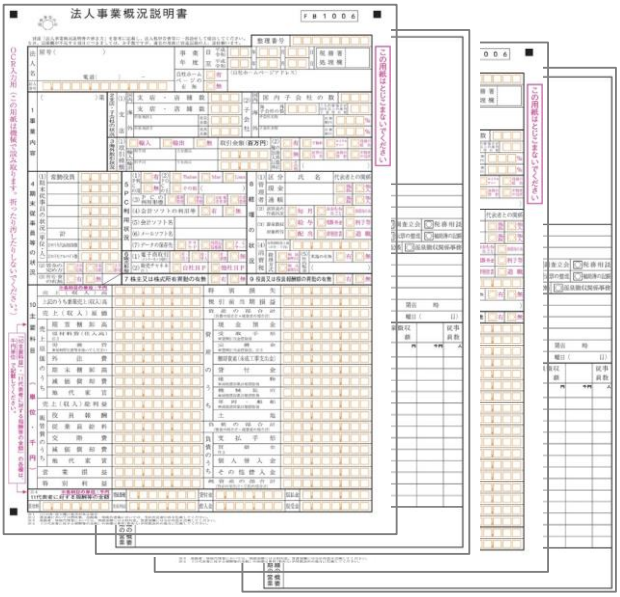

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する 証拠書類等の添付①-c 例外

①-c 確定申告書収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合 基準期間Z：2020年11月～2021年3月の場合

■納税証明書（その2所得金額用）（最低2枚）（2019年11月及び、2020年11月から2021年3月をその期間に含む「全ての事業年度」の分：各1枚）

収受日付印（受付日時及び受付番号の印字）又は受信通知（ メール詳細）のいずれも存在しない場合には添付する確定申告書類の年分の「納税証明書（その2所得 金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください）。
詳しくは国税庁（e-TAX）のHPをご覧ください。なお、事業復活支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

■確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書（最低6枚）（2019年11月及び、2020年11月から2021年3月をその期間に含む「全ての事業年度」の分）

●確定申告書別表一（最低2枚）

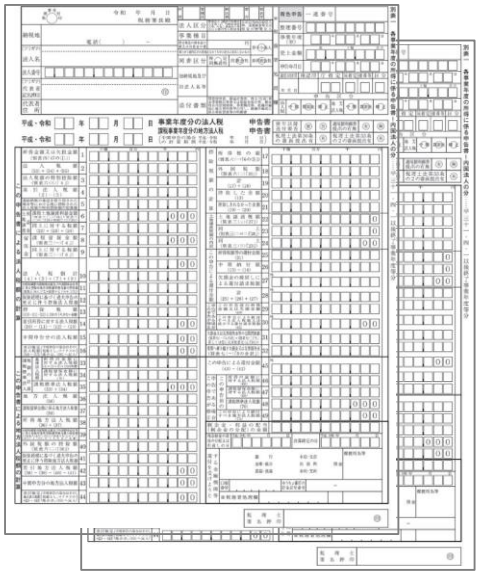

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

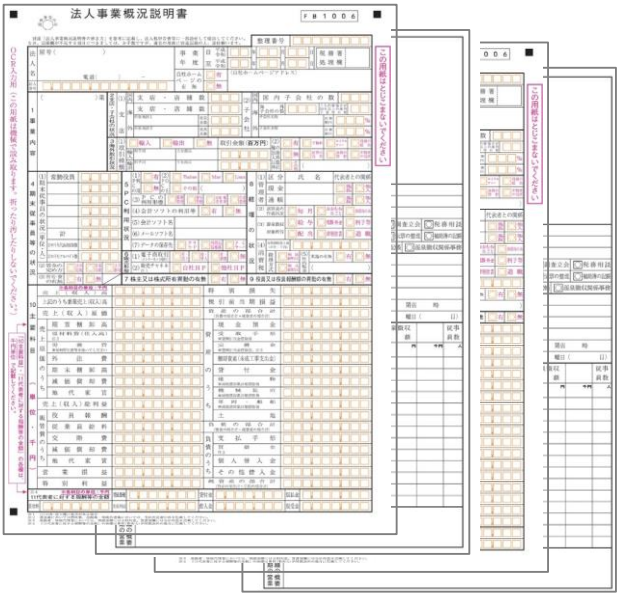

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

②対象月の売上台帳等

- 2021年又は2022年の対象月の月間法人事業収入額（合計）が確認できる売上台帳等を添付してください。
- 売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間法人事業収入を確認できる他の書類によることも可能です。
- 基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、**書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。**
- 添付するデータが**対象月の月間法人事業収入であること及び対象月の月間法人事業収入の合計額が明記されている資料を添付してください。「2021/2022年●月」と明記するとともに、合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。**

※対象月中に地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じており、その**協力金を加算する場合は、当該金額を追記した上で、最終的な合計額をマーカー・枠囲い等で強調してください。**

経理ソフトから抽出した売上データ

日付	相手勘定科目	摘要			収入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手勘定科目	補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額	
	相手部門				繰越金額		-186,750
12月1日	売上高	本日売上			157,020		-29,730
0001							
12月2日	消耗品費	文房具代				864	-30,594
0002							
12月6日	通信費	切手代 @84×2				168	-30,762
0007							
12月10日	売上高	本日売上			168,320		137,558
0010							

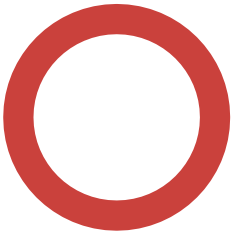

エクセルで作成した売上データ

日付	相手勘定科目	摘要			収入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手勘定科目	補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額	
	相手部門				繰越金額		-186,750
12月1日	売上高	本日売上			157,020		-29,730
0001							
12月2日	消耗品費	文房具代				864	-30,594
0002							
12月6日	通信費	切手代 @84×2				168	-30,762
0007							
12月10日	売上高	本日売上			168,320		137,558
0010							

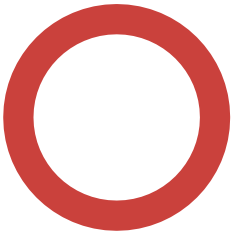

手書きの売上帳のコピーなど

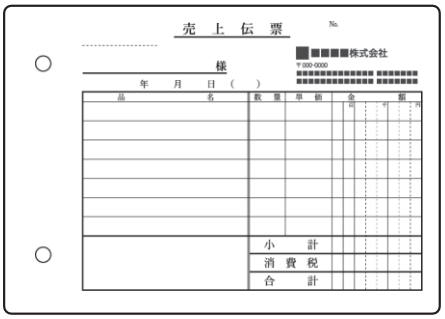

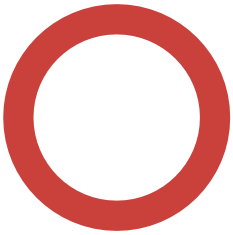

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

③履歴事項全部証明書

申請者の履歴事項全部証明書を添付してください。

※　提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限ります。

※　一時支援金又は月次支援金の受給実績のある方が**簡単申請を行う場合であって、提出済の履歴事項全部証明書の内容に変更がない場合は、履歴事項全部証明書の発行日が申請時から3か月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**ただし、基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3か月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。

※　**発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。

※　履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

④振込先の通帳

- **法人名義の口座**の振込先の通帳を添付してください。
  法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、代表者名義の振込先の通帳で代替することが可能です。（P.42参照）
- **金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人**が確認できるようスキャン又は撮影してください。 上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の**両方を添付してください**。

※ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を添付してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を添付してください。

●通帳のオモテ面

●通帳を開いた1・2ページ目

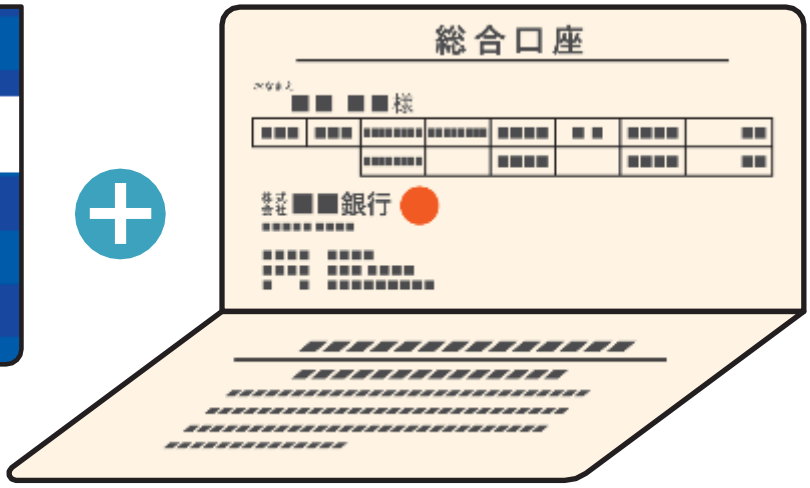

● 電子通帳　画面コピー

！！ご注意ください！！
画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、事業復活支援金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する 証拠書類等の添付④振込先の通帳

④振込先の通帳（年間法人事業収入が1億円以下で、法人名義の口座が存在しない場合）

- 法人名義の口座が存在しない場合は、**基準月を含む事業年度の年間法人事業収入**が**1億円以下の法人に限り、**代表者名義の口座の振込先の通帳を添付してください。
- 代表者名義の口座で申請する場合は、**代表者名義**の**本人確認書類も**添付してください。

●通帳のオモテ面

●通帳を開いた1･2ページ目

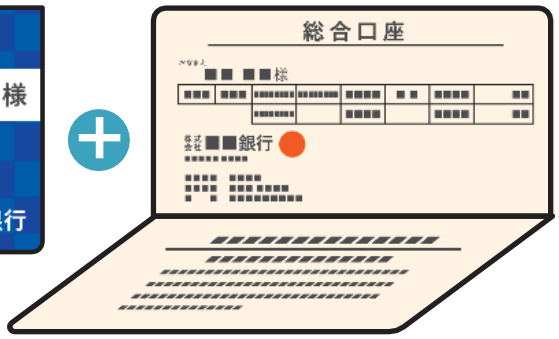

●本人確認書類（例：免許証）

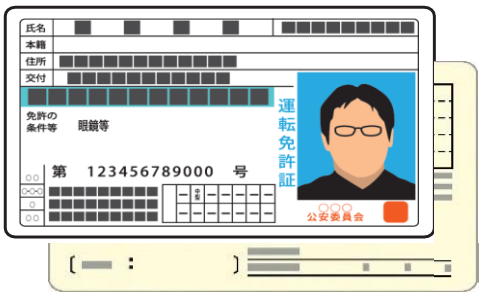

●電子通帳 画面コピー

●本人確認書類（例：免許証）

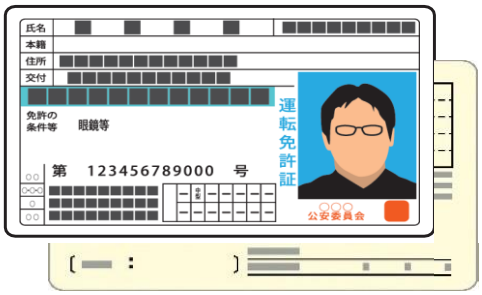

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所･氏名･顔写真がはっきりと判別できるかたちで添付してください。

(1)運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）

(2)個人番号カード（オモテ面のみ）

※**個人番号カードを添付される場合、オモテ面のみ添付いただき、裏面の個人番号が写らないようにしてください。**

(3)写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

(4)在留カード、特別永住者証明書

又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

(5)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）

※ いずれの場合も、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、**申請を行う日において有効**なもので、**記載された住所が申請時に登録する住所と同一のもの**に限る。

なお、(1)から(5)を保有していない場合は、(6)又は(7)で代替することができるものとします。

(6)住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

(7)住民票の控え及び各種健康保険証の両方

※**住民票は発行から3か月以内のものを添付してください**

※**健康保険証を添付される場合、「保険者番号」及び「被保険者等記号･番号」を必ず塗りつぶすなどして、確認できないような形式で添付してください。**

※各データの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。

⑤宣誓・同意書

給付規程により様式が定められた宣誓・同意書を添付してください。当該様式は事業復活支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。
（https://jigyou-fukkatsu.go.jp/downloads/index.html）

※　宣誓・同意書には**代表者本人の自署**が必要となります。

※　視覚や手指等に障害があり、自署の署名が難しい場合には、「○○ ○○　（代筆：△△ △△）」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを自署の署名が必要な書類（宣誓・同意書等）の後ろに添付し、1つのファイルにしていただいたものを申請画面に添付してください。

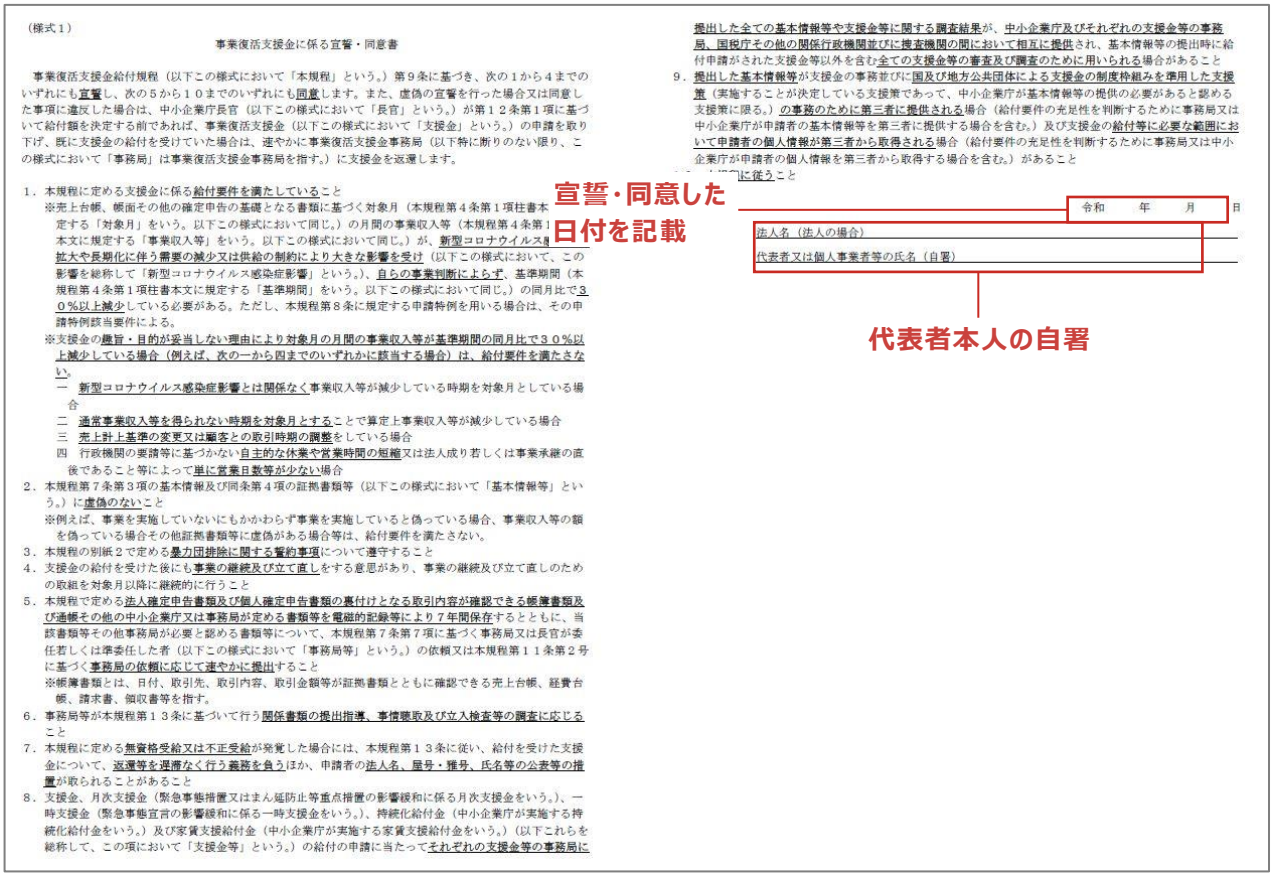

（様式１）

事業復活支援金に係る宣誓・同意書

事業復活支援金給付規程（以下この様式において「本規程」という。）第９条に基づき、次の１から４までのいずれにも宣誓し、次の５から１０までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、中小企業庁長官（以下この様式において「長官」という。）が第１２条第１項に基づいて給付額を決定する前であれば、事業復活支援金（以下この様式において「支援金」という。）の申請を取り下げ、既に支援金の給付を受けていた場合は、速やかに事業復活支援金事務局（以下特に断りのない限り、この様式において「事務局」は事業復活支援金事務局を指す。）に支援金を返還します。

１．本規程に定める支援金に係る給付要件を満たしていること
※売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく対象月（本規程第４条第１項柱書本文に規定する「対象月」をいう。以下この様式において同じ。）の月間の事業収入等（本規程第４条第１項柱書本文に規定する「事業収入等」をいう。以下この様式において同じ。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け（以下この様式において、この影響を総称して「新型コロナウイルス感染症影響」という。）、自らの事業判断によらず、基準期間（本規程第４条第１項柱書本文に規定する「基準期間」をいう。以下この様式において同じ。）の同月比で３０％以上減少している必要がある。ただし、本規程第８条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。
※支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により対象月の月間の事業収入等が基準期間の同月比で３０％以上減少している場合（例えば、次の一から四までのいずれかに該当する場合）は、給付要件を満たさない。
一　新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく事業収入等が減少している時期を対象月としている場合
二　通常事業収入等を得られない時期を対象月とすることで算定上事業収入等が減少している場合
三　売上計上基準の変更又は顧客との取引時期の調整をしている場合
四　行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後であること等によって単に営業日数等が少ない場合
２．本規程第７条第３項の基本情報及び同条第４項の証拠書類等（以下この様式において「基本情報等」という。）に虚偽のないこと
※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入等の額を偽っている場合その他証拠書類等に虚偽がある場合等は、給付要件を満たさない。
３．本規程の別紙２で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
４．支援金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと
５．本規程で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳その他の中小企業庁又は事務局が定める書類等を電磁的記録等により７年間保存するとともに、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等について、本規程第７条第７項に基づく事務局又は長官が委任若しくは準委任した者（以下この様式において「事務局等」という。）の依頼又は本規程第１１条第２号に基づく事務局の依頼に応じて速やかに提出すること
※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、経費台帳、請求書、領収書等を指す。
６．事務局等が本規程第１３条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
７．本規程に定める無資格受給又は不正受給が発覚した場合には、本規程第１３条に従い、給付を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置が取られることがあること
８．支援金、月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金をいう。）、一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金をいう。）、持続化給付金（中小企業庁が実施する持続化給付金をいう。）及び家賃支援給付金（中小企業庁が実施する家賃支援給付金をいう。）（以下これらを総称して、この項において「支援金等」という。）の給付の申請に当たってそれぞれの支援金等の事務局に提出した全ての基本情報等や支援金等に関する調査結果が、中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局、国税庁その他の関係行政機関並びに捜査機関の間において相互に提供され、基本情報等の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる場合があること
９．提出した基本情報等が支援金の事務並びに国及び地方公共団体による支援金の制度枠組みを準用した支援策（実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
１０．[illegible]に従うこと

令和　　年　　月　　日
法人名（法人の場合）
代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

⑥～⑧一時支援金及び月次支援金の受給実績がなく、継続支援関係がない方の添付書類

P.45～P.47でご案内する以下の書類については、**一時支援金及び月次支援金の受給実績がなく、継続支援関係がない方のみ**添付いただく書類となります。

⑥基準月の売上台帳等

⑦基準月の売上に係る通帳等

⑧基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等

継続支援関係の詳細についてはP.7をご参照ください。

⑥基準月の売上台帳等

【基準月の売上台帳等】

- 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上台帳等を添付してください。
- 売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、基準月の月間法人事業収入を確認できる他の書類によることも可能です。
- ②の対象月の売上台帳等と同様、基本的な事項（基準月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。基本的な事項（基準月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類を添付してください。

※ 添付するデータが**基準月の月間事業収入であること及び基準月の月間事業収入の合計額が明記されている資料を添付してください。**

※ **取引日を明記するとともに、⑧基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等で提出する1取引の該当箇所にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。**（特段の理由があり数字が一致しない場合は、その理由について簡単にご記載下さい。）

経理ソフトから抽出した売上データ

日付		相手勘定科目	摘要			収入金額	支出金額	残高
伝票No.		相手勘定科目	補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額	
		相手部門				繰越金額		-186,750
12月1日		売上高	本日売上			157,020		-29,730
0001								
12月2日		消耗品費	文房具代				864	-30,594
0002								
12月6日		通信費	切手代 @84×2				168	-30,762
0007								
12月10日		売上高	本日売上			168,320		137,558
0010								

○

エクセルで作成した売上データ

日付		相手勘定科目	摘要			収入金額	支出金額	残高
伝票No.		相手勘定科目	補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額	
		相手部門				繰越金額		-186,750
12月1日		売上高	本日売上			157,020		-29,730
0001								
12月2日		消耗品費	文房具代				864	-30,594
0002								
12月6日		通信費	切手代 @84×2				168	-30,762
0007								
12月10日		売上高	本日売上			168,320		137,558
0010								

○

手書きの売上帳のコピーなど

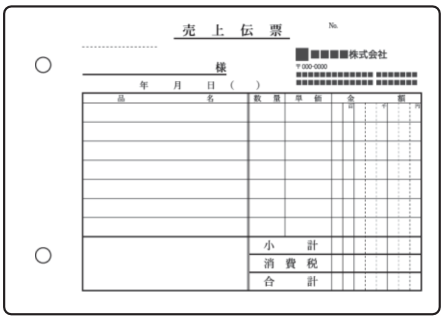

売 上 伝 票 No.

様

■■■■株式会社
〒000-0000

年 月 日 ( )

品 名	数 量	単 価	金 額
	小 計		
	消 費 税		
	合 計		

○

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

⑦基準月の売上に係る通帳等

【基準月の売上に係る通帳等】

取引先からの売上の振込があったことを示す申請法人名義の通帳（以下の1,2の双方が必要です）。

1．通帳の口座名義人（申請法人名義）が分かる箇所を含むページ

2．基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る取引を含むページ

※ **取引日を明記するとともに、⑧基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等で提出する1取引の該当箇所にマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。**（特段の理由があり数字が一致しない場合は、その理由について簡単にご記載下さい。）

※ 法人名義の口座が存在しない場合は、基準月を含む事業年度の年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、代表者名義の口座の通帳及び本人確認書類を添付してください。　（詳細はP.42を参照。）

※ 現金取引等で、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書を提出することで代替することができます。当該理由書は事業復活支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。（https://jigyou-fukkatsu.go.jp/downloads/index.html）

1．通帳の口座名義人が分かる部分

又は

電子通帳　画面コピー

2．基準月の売上に係る取引を含むページ

⑧売上に係る請求書・領収書等で提出する1取引の報酬が振り込まれたこと（支払者・日付を含む）が分かる箇所に**マーカーなどで印**をつけた上で、該当ページの写しを添付してください

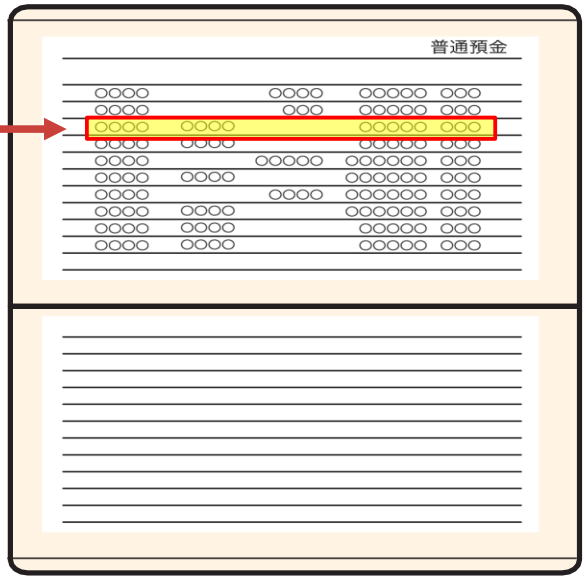

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

証拠書類等の添付⑧基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等

※一時支援金及び月次支援金の受給実績・継続支援関係がない方のみ添付

⑧基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等

【基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等（請求書、領収書、納品書、契約書など）】

基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る1取引分の請求書・領収書を添付してください。

※ 取引日を明記するとともに、⑥基準月の売上台帳等、⑦基準月の売上に係る通帳等においてマーカー等で印を付けた箇所と金額が一致する箇所に、同様にマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。
（特段の理由があり数字が一致しない場合は、その理由について簡単にご記載下さい。）

※ 現金取引等で、事業において請求書・領収書等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書を提出することで代替することができます。当該理由書は事業復活支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。（https://jigyou-fukkatsu.go.jp/downloads/index.html）

【領収書】

領収書

○○株式会社
○○　○○御中

発行日 ＿＿＿＿＿＿

金額	¥100,000	印紙 収入
但し	として	

【請求書】

御　請　求　書

No. 74656
請求日 2021年3月31日

株式会社　復活支援金　御中
〒193-0833
東京都八王子市××-○○

〒156-0044
東京都世田谷区○○-××
［振込先］
XX銀行　世田谷支店
口座名義　給付金　太郎

下記をご請求申し上げます。

御請求金額	¥4,360

内容	軽減税率対象	単価	数量	金額
品目A	※	¥ 1,000	2	¥2,000
品目B		¥ 2,000	1	¥2,000
				¥0
				¥0
				¥0
				¥0
				¥0
				¥0
				¥0
				¥0
				¥0
対象計			10%	¥2,000
			8%(※)	¥2,000
小計（税抜）				¥4,000
消費税			10%	¥200
			8%(※)	¥160
合計				¥4,360

備考　お振込手数料は御社ご負担にてお願い致します。

基準月の売上に係る取引があったこと（支払者・日付を含む）が分かる箇所に**マーカーなどで印**をつけた上で、該当ページの写しを添付してください

【契約書】

商品売買契約書

株式会社●●●（以下「甲」という）と、株式会社●●●（以下「乙」という）とは、物品の売買に関し、以下のとおり契約する。

第１条（目的）
甲は、その所有する下記の物品（以下「商品」という）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けた。目的となる物品は次のとおりとする。

品名　●●●
数量　●個

第２条（引渡し）
商品の引渡しは、平成●年●月●日限り、乙の本店においてなすものとする。

第３条（所有権移転）
商品の所有権は、前条による引渡しがなされたとき、甲から乙に移転するものとする。

第４条（単価および売買代金総額）
商品の単価は金●●円（税別）とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成●年●月●日

甲（住　所）　●●●
（名　称）　株式会社●●●
代表取締役　●●●　印

乙（住　所）　●●●
（名　称）　株式会社●●●
代表取締役　●●●　印

【納品書】

〒

納品日

納品書

御中

下記の通り、納品いたします。

〒

合計金額

TEL:
FAX:

品名	数量	単位	単価	金額	摘要

備考

小計	
税率	%
消費税	
合計	

㊞

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

登録内容の確認

● 下記の入力情報が正しいかの確認

① 宣誓・同意事項
② 基本情報
③ 売上額
④ 口座情報

証拠書類等の添付・確認

● 証拠書類等が正しく添付されているかの確認

① 確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
② 対象月の売上台帳等
③ 履歴事項全部証明書
④ 振込先の通帳
⑤ 宣誓・同意書
⑥ 基準月の売上台帳等
⑦ 基準月の売上に係る通帳等
⑧ 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等

一時支援金及び月次支援金の
受給実績がなく、継続支援関係がない場合

2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたら
マイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容・証拠書類等の確認完了後、事務局名義にて申請された金融機関口座に振込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知書（不給付の場合には不給付通知書）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。

※ 通知書の到着前に振込みが行われる場合もあること、予めご了承ください。

不正受給時の対応

提出された基本情報等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

① 全ての支援金について、それぞれ、その全額に、受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の**返還請求**を行います。

② 申請者の**法人名等の公表を講じることがあります**。

③ 不正の内容等により、不正に事業復活支援金を受給した**申請者を告訴・告発**します。

相談ダイヤル

事業復活支援金相談窓口　フリーダイヤル **0120-789-140**

[IP 電話専用回線]03-6834-7593

営業時間　8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）

※申請サポート会場については、事業復活支援金HPでご確認ください。

「事業復活支援金」の不正受給は犯罪です。

事業復活支援金
申請の手続き

はじめに

P.2 1.事業復活支援金の概要

P.6 2.事業復活支援金の詳細

通常申請

P.14 1.申請の要件を確認する

P.22 2.申請する

特例申請

P.50 要件・証拠書類等を確認する

※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。

※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.101 申請時の注意事項

証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A：証拠書類等に関する特例

A-1	2019年11月及び2020年11月並びに基準期間をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、各事業年度分を合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合	P.52~53

B：給付額等に関する特例

B-1	**新規開業特例** 2019年1月から2021年10月までの間に設立した法人に対する特例	P.54~60
B-2	**季節性収入特例** 月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例	P.61~62
B-3	**合併特例** 2020年1月以降に、法人事業収入を比較する2つの月の間に合併した法人に対する特例	P.63~65
B-4	**連結納税特例** 連結納税している法人に対する特例	P.66~67
B-5	**罹災特例** 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例	P.68~70
B-6	**法人成り特例** 2020年1月以降に、法人事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例	P.71~81
B-7	**NPO法人・公益法人等特例** 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例	P.82~102

※特例申請の場合審査にお時間をいただく場合があります。

A-1 証拠書類等の特例

2019年11月及び2020年11月並びに基準期間をその期間内に含む事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

■ 適用条件

2019年11月及び2020年11月並びに基準期間をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控えについて、各事業年度分を合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合（例：確定申告が完了していない場合等）

■ 代替の証拠書類

当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの（様式自由）で代替することができます。

※ 2019年12月から2020年11月までの間に法人を設立した場合であって、【B-1 新規開業特例】を用いない場合は、2020年11月及び基準期間をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控えを添付してください。

■ 給付額の算定式

S＝A－B×５

S：給付額（上限額はP.18参照）
A：基準期間の法人事業収入の合計
B：対象月の月間法人事業収入

A-1 証拠書類等の特例

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 **基本申請**	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 **基本申請**	パターン3 マイページ ログイン **基本申請**	パターン4 マイページ ログイン **簡単申請**	ページ
①	確定申告書類	• X: 基準期間が2018年11月から2019年3月： **2018年11月から2019年3月、2019年11月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低3枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低6枚（両面）） • Y: 基準期間が2019年11月から2020年3月： **2019年11月から2020年3月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面）） • Z: 基準期間が2020年11月から2021年3月： **2019年11月、2020年11月から2021年3月までの月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面）） **※ただし、提出できない事業年度がある場合は、以下の書類で代替可能** **・当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの**(様式自由)	必要	必要	必要	必要	P.29 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.40
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月の売上台帳等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月の売上に係る通帳等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

B-1 新規開業特例

2019年1月から2021年10月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件・給付額の算定式・上限額決定に用いる年間事業収入については、以下の通りです。

（1）設立年が2019年又は2020年の場合

⇒算定例、提出書類はP.55、P.56をご確認ください

	対象月	
	11月又は12月	1月～3月のいずれか
適用条件	対象月とする**2021年11月又は12月**の月間法人事業収入が、**設立年※1の設立月※2から同年12月までの月平均の法人事業収入**と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**30%以上減少**している場合	対象月とする**2022年1月、2月、3月**いずれかの月の月間法人事業収入が、**設立年の翌年の対象月と同じ月**の**月間法人事業収入**と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**30%以上減少**している場合
給付額の算定式	**S＝A×2＋B-C×5** **A=A′÷M** **S ：給付額**（上限額はP.18参照） **A ：設立年の設立月から12月までの月平均の法人事業収入** **B ：設立年の翌年の1月から3月までの法人事業収入の合計** **A′ ：設立年の設立月から12月までの法人事業収入の合計** **M ：設立年の設立後月数** **C ：対象月の月間法人事業収入**	
上限額を決める年間の法人事業収入	A（設立年の設立月から12月までの期間の月平均の法人事業収入） × 12	設立年の翌年の対象月と同じ月を含む事業年度の年間法人事業収入※3

（2）設立年が2021年の場合

⇒算定例、提出書類はP.58、P.59をご確認ください

	対象月が11月～3月の場合で共通
適用条件	対象月の月間法人事業収入が、**2021年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入**と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**30%以上減少**している場合
給付額の算定式	**S=A×5−B×5** **A=A′÷M** **S ：給付額**（上限額はP.18参照） **A ：設立年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入** **A′ ：設立年の設立月から10月までの年間法人事業収入** **M ：設立年の設立後月数**（設立日の属する月から同年**10月**までの月数） **B ：対象月の月間法人事業収入**
上限額を決める年間の法人事業収入	A（2021年設立月から10月までの月平均の法人事業収入） × 12

※ 1設立年とは法人を設立した年をさします。以下同じ。
※ 2設立月は法人を設立した月をさします。なお、操業日数にかかわらず1か月とみなします。以下同じ。
※ 3事業年度が12か月分ない場合は、システム上で、事業年度の月数を除して12を乗じた金額に自動計算されます。

B-1 新規開業特例（2019年、2020年設立の場合）

給付額の算定例

算定式：S＝A×2＋B-C×5、A=A′÷M

例）2019年8月に法人を設立し、決算月3月、対象月が12月の場合　　売上高（万円）

2019年度	2019年									2020年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
					150	150	100	**50**	**50**	**150**	**150**	**150**	950
2021年度	2021年									2022年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	80	80	80	80	80	80	80	80	**30**	80	80	80	910

設立年（2019年）の設立月（8月）から12月までの合計月間法人事業収入500万円を、
設立月から12月までの月数（5か月）で**除した**2019年の**月平均の法人事業収入100万円**に対して、
2021年12月の月間事業収入が**30万円**であり、
2019年の月平均の法人事業収入と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A′：設立年（2019）の設立月（8月）から12月までの月間法人事業収入の合計=500万円
M：設立年（2019年）の設立月（8月）から12月までの月数＝5か月
A：500万円÷5か月＝100万円
B：設立年（2019年）の翌年（2020年）の1~3月の法人事業収入の合計＝450万円
C：2021年の対象月の月間法人事業収入＝30万円

上限額を決める年間の法人事業収入：A（100万円）×12＝**1200万円**
1億円以下であり、法人事業収入の減少率が、**50%以上**であるため**上限額は、100万円**になります。
S：100×2+450−30×5=500万円 ＞ 100万円（上限額）
S：給付額100万円

例）2020年8月に法人を設立し、決算月３月、対象月が1月の場合　　売上高（万円）

2020年度	2020年									2021年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
					150	150	100	**50**	**50**	**150**	**150**	**150**	**950**
2021年度	2021年									2022年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	80	80	80	80	80	80	80	80	80	**30**	30	30	810

設立年（2020年）の翌年（2021年）の対象月と同じ月（1月）の月間法人事業収入150万円に対して、**2022年1月の月間法人事業収入が30万円**であり、 設立年の翌年の対象月と同じ月と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A′：設立年（2020年）の設立月（8月）から12月までの月間法人事業収入の合計=500万円
M：設立年（2020年）の設立月（8月）から12月までの月数＝5か月
A：500万円÷５か月＝100万円
B：設立年（2020年）の翌年（2021年）の1~3月の法人事業収入の合計＝450万円
C：2022年の対象月の月間法人事業収入＝30万円

上限額を決める年間の法人事業収入：設立年（2020年）の翌年（2021年）の対象月と同じ月（1月）を含む事業年度（2020年度）の年間法人事業収入＝**950万円**
事業年度が12か月分ないため、事業年度の月数を除して12を乗じた金額＝**1425万円**
1億円以下であり、減少率が、**50%以上**であるため**上限額は、100万円**になります。

S：100×2+450−30×5=500万円 ＞ 100万円（上限額）
S：給付額100万円

B-1 新規開業特例（2019年、2020年設立の場合）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	• 設立年が2019年の場合： **2019年の設立月から2020年3月、2020年11月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え - 法人事業概況説明書の控え • 設立年が2020年の場合： **2020年の設立月から2021年3月までを含む全ての事業年度の確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え - 法人事業概況説明書の控え **※ ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。**	必要	必要	必要	必要	P.30 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります ※ 設立年が2019年の場合は法人の設立年月日が、**2019年1月1日から同年12月31日までの間**、設立年が2020年の場合は法人の設立年月日が、**2020年1月1日から同年12月31日までの間**のものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.57
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月※の売上台帳等	• 基準月※の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月※の売上に係る通帳等	• 基準月※の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月※の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月※の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

※「基準月」とあるのは、以下の月をさします。（2019年又は2020年に設立し、新規開業特例を用いる場合）
対象月が11月又は12月：設立年で法人事業収入のある任意の一月。
対象月が1-3月の場合：設立年の翌年の対象月と同月。

B-1 新規開業特例（2019年、2020年設立の場合）

■履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が
  - 設立年が2019年の場合は法人の設立年月日が、**2019年1月1日から同年12月31日までの間、**
  - 設立年が2020年の場合は法人の設立年月日が、**2020年1月1日から同年12月31日までの間**

  のものであること。

※　提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限ります。

※　一時支援金又は月次支援金の受給実績のある方が**簡単申請を行う場合であって、提出済の履歴事項全部証明書の内容に変更がない場合は、履歴事項全部証明書の発行日が申請時から3か月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**ただし、基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3か月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。

※　**発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。

※　履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が、設立年が2019年の場合は、**2019年1月1日から同年12月31日までの間、**設立年が2020年の場合は、**2020年1月1日から同年12月31日までの間**のものであること

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-1 新規開業特例（2021年設立の場合）

給付額の算定例

算定式：S=A×5−B×5、A=A′÷M

例）2021年8月に法人を設立し、対象月が12月の場合

売上高（万円）

2021年度	2021年									2022年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
					150	**100**	**50**	70	**30**	50	50	50	550

2021年の設立月（8月）から10月までの月間事業収入の合計300万円を設立月（8月）から10月までの月数（3か月）で除した2021年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入100万円に対して、**2021年12月の月間事業収入が30万円**であり、2021年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A′：設立年（2021）の設立月（8月）から10月までの月間法人事業収入の合計：300万円

M：設立年（2021年）の設立月（8月）から10月までの月数：3か月

A：300万円÷3か月：100万円

B：2021年の対象月の月間法人事業収入：30万円

上限額決定に用いる年間法人事業収入：A（100万円）×12＝**1200万円**

1億円以下であり、法人事業収入の減少率が、**50%以上**であるため**上限額は、100万円**になります。

S：100×5−30×5＝350万円 ＞ 100万円（上限額）

S：給付額100万円

B-1 新規開業特例（2021年設立の場合）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 **基本申請**	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 **基本申請**	パターン3 マイページ ログイン **基本申請**	パターン4 マイページ ログイン **簡単申請**	ページ
①	確定申告書類	**2021年の設立月から10月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え - 法人事業概況説明書の控え **※ ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。**	必要	必要	必要	不可	P.30 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要		P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります ※ 設立年が2021年の場合は法人の設立年月日が、**2021年1月1日から同年10月31日までの間**のものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更		P.60
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更		P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要		P.43
⑥	基準月※の売上台帳等	• 基準月※の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要		P.45
⑦	基準月※の売上に係る通帳等	• 基準月※の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要		P.46
⑧	基準月※の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月※の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要		P.47

※「基準月」とあるのは、開業月から10月までで売上のある任意の一月をさします。（2021年に開業し、新規開業特例を用いる場合）

B-1　新規開業特例（2021年設立の場合）

■履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2021年1月1日から同年10月31日までの間**であること。

※　提出時から**３か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限ります。

※　一時支援金又は月次支援金の受給実績のある方が**簡単申請を行う場合であって、提出済の履歴事項全部証明書の内容に変更がない場合は、履歴事項全部証明書の発行日が申請時から3か月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**ただし、基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3か月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。

※　**発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。

※　履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が
2021年1月1日から
同年10月31日までの間
であること。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-2　季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

収入に季節性がある場合など、月当たりの事業収入の変動が大きい場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

対象期間内に、基準期間のうち**申請者が選択するいずれかの同じ連続する３か月（以下「季節性特例基準期間」）と比較して、**新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**法人事業収入の合計が30%以上減少している連続する３か月（以下「季節性特例対象期間」）がある場合**

■給付額の算定式

S ＝ A － B

S：給付額（給付額の上限はP.18を参照）

A：季節性特例基準期間の法人事業収入の合計

B：季節性特例対象期間の法人事業収入の合計

■年間法人事業収入

給付上限額を決める年間法人事業収入には、**季節性特例基準期間**（基準期間内の申請者が選択するいずれかの同じ連続する3カ月）の**中央に位置する月を含む事業年度の年間法人事業収入**を用いることとします。

給付額の算定例

例）　決算月3月、季節性特例対象期間1月から3月、年間法人事業収入1億円以下　　売上高（万円）

2018年度	2018年									2019年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	**2月**	3月	年間事業収入
	50	50	50	50	50	50	50	50	100	**200**	**1500**	**400**	**2600**
2019年度	2019年									2020年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	50	50	50	50	50	50	50	50	100	200	1400	400	2500
2021年度	2021年									2022年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	50	50	50	50	50	50	50	50	100	**200**	**500**	**300**	1500

季節性特例基準期間（2019年1月～3月）の法人事業収入の合計が**2100万円**に対して、**季節性特例対象期間（2022年1月～3月）**の事業収入の合計が**1000万円**であり、**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A：季節性特例基準期間の法人事業収入の合計：200+1500+400=2100万円

B：季節性特例対象期間の法人事業収入の合計：200+500+300=1000万円

季節性特例基準期間中央に位置する月（2019年2月）を含む事業年度の
年間法人事業収入が**1億円以下**であり、季節性特例基準期間と比較した法人事業収入の減少率が、
50%以上であるため**上限額は、100万円**になります。

1100万円＝2100万円－1000万円
1100万円＞100万円（上限額）

S：給付額100万円

B-2　季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	• X: 基準期間が2018年11月から2019年3月： **2018年11月から2019年3月、2019年11月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低3枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低6枚（両面）） • Y: 基準期間が2019年11月から2020年3月： **2019年11月から2020年3月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面）） • Z: 基準期間が2020年11月から2021年3月： **2019年11月、2020年11月から2021年3月までの月間事業収入を含むすべての確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））	必要	必要	必要	必要	P.29 ～38
②	**季節性特例対象期間**の売上台帳等	• **季節性特例対象期間**の毎月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.39）	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.40
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	季節性特例基準期間の売上台帳等	• 季節性特例基準期間の任意のひと月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	季節性特例基準期間の売上に係る通帳等	• 季節性特例基準期間の任意のひと月の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	季節性特例基準期間の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 季節性特例基準期間の任意のひと月の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

B-3　合併特例（合併した法人）

法人事業収入を比較する2つの月の間に合併した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 2019年12月以前に合併した法人はこの特例を適用できません。ただし、2019年1月から2021年10月までの間に合併した場合は、P.54～の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

※ 同一の事業を行っていた法人に係る証拠書類等にもとづく給付は、一度に限ります。また、同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等にもとづき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

■適用条件

2020年1月1日以降に合併した場合であって、対象期間内に、**基準期間の同じ月における月間の法人事業収入**※と比較して、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、月間の法人事業収入が**30%以上減少**している月が存在する場合

※ 合併した日の属する月（以下、「合併月」という。）以前においては合併前の各法人の法人事業収入を含め、合併月以降においては合併後の法人の法人事業収入を含めます。

■給付額の算定式

S＝A－B×５

S：給付額（給付額の上限は、P.18を参照）

A：基準期間における月間法人事業収入の合計

B：対象月における月間法人事業収入

給付額の算定例

例）2021年12月にα社とβ社が合併してQ社となった場合

（**基準期間Y　2019年11月～2020年3月**　、**対象月は1月**とする場合）

売上高（万円）

α社（決算月3月）	2019年									2020年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	100	100	50	50	100	50	50	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**	**1000**
β社（決算月4月）	2019年									2020年			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	年間事業収入
	50	**50**	50	50	50	50	**100**	**100**	**100**	**100**	**150**	150	**1000**
Q社											2021年	2022年	
											12月	1月	
				2021年12月合併							50	**80**	

基準月(1月)のα社とβ社の月間法人事業収入の合計**200万円**（**＝100万円＋100万円**）に対して、対象月(1月)のQ社の月間事業収入（**80万円**）であり、法人事業収入の減少率が**30%以上減少**のため、給付対象となります。

A：α社（100＋100＋100＋100＋100）＋β社（100＋100＋100＋100＋150）＝**1050万円**
B：Q社の対象月の月間法人事業収入：**80万円**

合併前の各法人の基準月をその期間に含む事業年度の**年間法人事業収入の合計（2000万円）**が**1億円以下**かつ、対象月の基準月と比較した法人事業収入の減少率が**50%以上**のため、**上限額は、100万円**となります。（詳細はP.18参照。）

1050万円－80万円×5＝650万円＞100万円（上限額：100万円）

S：給付額100万円

B-3　合併特例（合併した法人）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
■合併前または、合併後の各法人に係るもの（**合併前はすべての法人分を、合併後は合併後の法人分添付してください**）							
①	確定申告書類	X：基準期間が2018年11月から2019年3月： **2018年11月から2019年3月、2019年11月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類** － 確定申告書別表一の控え － 法人事業概況説明書の控え Y：基準期間が2019年11月から2020年3月： **2019年11月から2020年3月、2020年11月の月間事業収入を含む確定申告書類** － 確定申告書別表一の控え － 法人事業概況説明書の控え Z：基準期間が2020年11月から2021年3月： **2019年11月、2020年11月から2021年3月までの月間事業収入を含むすべての確定申告書類** － 確定申告書別表一の控え － 法人事業概況説明書の控え	必要	必要	必要	必要	P.29 ～38
■合併後の法人に係るもの							
②	対象月の売上台帳等	•対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	•申請者の履歴事項全部証明書 ※ 合併の年月日が**2020年1月以降**であること、かつ**法人事業収入を比較する2つの月の間**であること ※ 提出時から3か月以内に発行されたのものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要	P.65
④	振込先の通帳	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※ 法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	•給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ **代表者本人が自署**したものが必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月の売上台帳等	•基準月（基準期間の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月の売上に係る通帳等	•基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	•基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

※審査において、必要に応じて合併前後の事業に係る書類等を追加的に求める場合があります。

B-3　合併特例（合併した法人）

■履歴事項全部証明書

- **合併年月日が2020年1月以降**であること、かつ**法人事業収入を比較する2つの月（基準月・対象月）の間**であること。

※ 提出時から**3か月以内に発行**されたものに限ります。一時支援金または月次支援金の受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3か月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。ただし、**簡単申請の場合は、履歴事項証明書の発行日が申請時から3か月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません**。

※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。

※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

合併年月日が
2020年1月以降で、法人事業収入を比較する2つの月の間であること。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
吸収合併	令和□□年□□月□□日　□□県□□市□□町□□　株式会社□□□□□を吸収合併 令和□□年□□月□□日登記	
登記変更に関する事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-4　連結納税特例（連結納税している法人）

連結納税している法人は、個別法人ごとに給付要件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■給付額の算定式

S ＝ A － B × 5
S：給付額（給付額の上限はP.18参照）
A：基準期間（P.29参照）の法人事業収入の合計
B：対象月の月間法人事業収入

給付額の算定例

例）親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

親会社X

資本金が給付要件外

子会社A

- **資本金15億円**
- 基準月と比較し、対象月の売上が50%以上減

売上減少が給付要件外

子会社B

- 資本金1億円
- 基準月と比較し、対象月の売上が**20%減**

申請可能

子会社C

- 資本金1億円
- 基準月と比較し、対象月の売上が30%以上減

申請可能

子会社D

- 資本金1千万円
- 基準月と比較し、対象月の売上が50%以上減

- **子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていない**ので、**申請はできません。**
- **子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たす**ので、**子会社C社と子会社D社はそれぞれ**必要な証拠書類を添付し、**申請を行うことができます**。

B-4　連結納税特例（連結納税している法人）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	• X: 基準期間が2018年11月から2019年3月： **2018年11月から2019年3月、2019年11月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての連結法人税の個別帰属額等の届出書**及び法人事業概況説明書の控え - 連結法人税の個別帰属額等の届出書（最低3枚） - 法人事業概況説明書の控え（最低6枚（両面）） • Y: 基準期間が2019年11月から2020年3月： **2019年11月から2020年3月、2020年11月の月間事業収入を含むすべての連結法人税の個別帰属額等の届出書**及び法人事業概況説明書の控え - 連結法人税の個別帰属等の届出書（最低2枚） - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面）） • Z: 基準期間が2020年11月から2021年3月： **2019年11月、2020年11月から2021年3月までの月間事業収入を含むすべての連結法人税の個別帰属額等の届出書**及び法人事業概況説明書の控え - 連結法人税の個別帰属等の届出書（最低2枚） - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））	必要	必要	必要	必要	P.29 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.40
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月の売上台帳等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月の売上に係る通帳等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

対象期間内に、**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年(以下「罹災した年」)の前年の同じ月(基準月)の月間の法人事業収入と比較して、月間の法人事業収入が30%以上減少**している場合

■給付額の算定式

S　：給付額

A　：罹災した年の前年の１月、2月、3月、11月及び12月(罹災特例基準期間)の月間法人事業収入の合計

B　：対象月の月間法人事業収入

S ＝A－B×5

■年間法人事業収入

基準月を含む事業年度の年間法人事業収入

給付額の算定例

例）2019年4月に罹災、決算月が3月。対象月が1月　　罹災特例基準期間　　売上高（万円）

2017年度	2017年									2018年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	**20**	20	20	**150**
2018年度	2018年									2019年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
2019年度	2019年									2020年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
2020年度	2020年									2021年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
2021年度	2021年									2022年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間事業収入
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	**10**	10	10	120

罹災した年

罹災した年

基準月（2018年1月）の月間法人事業収入**20万円**に対して、**2022年の対象月（1月）の月間法人事業収入**が**10万円**であり、**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A：**罹災特例基準期間**の月間法人事業収入の合計：160万円

B：2022年の対象月の月間法人事業収入：10万円

基準月（2018年1月）　を含む事業年度の年間法人事業収入（150万円）は、**1億円以下**であり、減少率が、**50%以上**であるため、**上限額は、100万円**になります。

S：160－10×5＝110万円 ＞ 100万円（上限額）

S：給付額100万円

B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の9種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	• 罹災年が2018年の場合： **2017年の1月、2月、3月、11月及び12月、並びに2020年11月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚） • 罹災年が2019年の場合： **2018年の1月、2月、3月、11月及び12月、並びに2020年11月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類** - 確定申告書別表一の控え(最低2枚) - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚）	必要	必要	必要	必要	P.29 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.40
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月の売上台帳等	• 基準月（罹災した年の前年の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月の売上に係る通帳等	• 基準月（罹災した年の前年の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月（罹災した年の前年の対象月と同じ月）の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47
⑨	罹災証明書等	• **2018年又は2019年**に罹災したことを証明する罹災証明書等	必要	必要	必要	必要	P.70

B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

■罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明）を添付してください。

※ 罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

別　紙

（整理番号）

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　月　日の　による

「罹災した年月」が**2018年1月1日から2019年12月31日までの間**であること

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

○○市町村長　㊞

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

申請時点では法人であるが、事業収入等を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※**「2019年12月以前に法人化した法人」はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2021年10月までの間に法人化した場合は、P.54～の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。**

※**法人を設立した月より前の月を対象月として選択することはできません。ただし、対象月の翌月から申請日までの間に法人化し場合は、個人事業者等として申請することが可能です。**

※**同一の事業を行っていた法人に係る証拠書類等にもとづく給付は、各対象月について一度に限ります。また、同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等にもとづき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。**

■適用条件

2020年1月1日以降に法人成りした場合であって、対象期間内に、**基準期間の同じ月における月間の事業収入※１，２**と比較して、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、月間の事業収入が**30%以上減少**している月が存在する場合

※１　法人化した日の属する月（以下、「法人化月」）以前においては法人化前の個人事業者の個人事業収入又は業務委託契約等収入を含め、法人化月以降においては法人化後の法人の法人事業収入を含めます。以下同じ。

※２　各月の事業収入について、属する年の所得税青色申告決算書において月次の事業収入が記載されていない場合又は白色申告の場合には、その年の年間事業収入（法人化前の個人事業者の個人事業収入又は業務委託契約等収入、及び、法人化後の法人の法人事業収入を含める。）を12で除した額を用います。

■給付額の算定式

S＝A－B×５

S：給付額

A：基準期間における事業収入

B：対象月における月間の事業収入

■上限額

法人の設立年月日が2022年1月1日までである場合：**法人における給付上限額**（P.18参照）**を適用**する

法人の設立年月日が2022年1月2日以降である場合：**個人における給付上限額を適用**する（下記参照）

事業収入**減少率50%以上**の場合：**50万円**

事業収入**減少率30%以上50%未満**の場合：**30万円**

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

給付額の算定例（青色申告）

例）**2021年11月15日に法人化し**、**2019年11月～2020年3月を基準期間**、**12月を対象月**とする場合

	2019年		2020年			基準期間合計	2019年度事業収入
基準期間	11月	12月	1月	2月	3月		
	60	**80**	30	30	30	**230**	**500**

	2021年		2022年		
対象月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	**30**	40	40	40

A：基準期間の個人事業収入：230万円

B：2021年12月の月間法人事業収入：30万円

基準月（12月）の事業収入80万円に対して、対象月（12月）の事業収入30万円であり、
事業収入の減少率が30%以上減少のため、給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2021年11月15日）**が2022年1月1日以前**のため、法人の上限額が適用されます。

基準月をその期間に含む年度の年間個人事業収入（**500万円**）が**年間1億円以下**かつ、
対象月の基準月と比較した事業収入の**減少率が50%以上**のため、給付額の上限は**100万円**。

230－30×５＝80

80万円＜100万円（上限額）

S：給付額80万円

例）**2022年1月15日に法人化し**、**2018年11月～2019年3月を基準期間**、**2月を対象月**とする場合

	2018年		2019年			基準期間合計	2019年度事業収入
基準期間	11月	12月	1月	2月	3月		
	30	30	30	**30**	30	**150**	600

	2021年		2022年		
対象月	11月	12月	1月	2月	3月
	40	40	40	**10**	40

A：基準期間の個人事業収入：**150万円**

B：2022年2月の月間法人事業収入：**10万円**

基準月（2月）の事業収入30万円に対して、対象月（2月）の事業収入10万円であり、
事業収入の減少率が30%以上のため、給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2022年1月15日）**が2022年1月2日以降**のため、個人事業者の上限額が適用されます。

減少率が50%以上のため、給付額の上限は**50万円**。

150－10×５＝100

100万円＞50万円（上限額）

S：給付額50万円

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

給付額の算定例（白色申告）

例）**2021年11月15日に法人化し**、**2019年11月～2020年3月を基準期間**、**対象月を12月**とする場合

	2019年	
基準期間	個人事業収入の月平均	年間個人事業収入
	60（=720÷12）	**720**
	2020年	
	個人事業収入の月平均	年間個人事業収入
	30（=360÷12）	360

対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	30	**30**	40	40	40

A：2019年の基準期間の個人事業収入の月平均×2（120万円）

＋ 2020年の基準期間の個人事業収入の月平均（30万円）×3＝210万円

B：2021年12月の月間法人事業収入：30万円

基準月を含む年の月平均の個人事業収入が60万円に対して、対象月（12月）の事業収入30万円であり、
事業収入の減少率が30%以上のため、給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2021年11月15日）**が2022年1月1日以前**のため、法人の上限額が適用されます。

基準月をその期間に含む年度の年間個人事業収入（**720万円**）が**年間1億円以下**かつ、
対象月の基準月と比較した事業収入の**減少率が50%以上**のため、給付額の上限は**100万円**。

210－30×５＝60

60万円＜100万円（上限額）

S：給付額60万円

例）**2022年1月15日に法人化し**、**2018年11月～2019年3月を基準期間**、**2月を対象月**とする場合

	2018年	
基準期間	月平均の個人事業収入	年間個人事業収入
	30（=360÷12）	360
	2019年	
	月平均の個人事業収入	年間個人事業収入
	60（=720÷12）	720

対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	**40**	50

A：2018年の基準期間の個人事業収入の月平均×2（60万円）

＋2019年の基準期間の個人事業収入の月平均×3（180万円）＝240万円

B：2022年2月の月間法人事業収入：40万円

基準月を含む年の月平均の個人事業収入が60万円に対して、対象月（2022年2月）の月間法人事業収入が
40万円であり、対象月の基準月と比較した事業収入の減少率が30%以上のため給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2022年1月15日）**が2022年1月2日以降**のため、個人事業者の上限額が適用されます。

減少率が30%以上50%未満のため、給付額の上限は**30万円**。

40万円＝240万円－40万円×5

40万円＞30万円（上限額）

S：給付額30万円

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

給付額の算定例（基準期間に青色と白色が併存している場合）

例）**2021年11月15日に法人化し**、**2020年11月～2021年3月を基準期間**、**2020年白色申告**、**2021年青色申告**、**12月を対象月**とする場合

基準期間	2020年＜白色（月別収入なし）＞				
	個人事業収入の月平均			年間個人事業収入	
	60（=720÷12）			**720**	
	2021年＜青色（月別収入あり）＞				
	1月	2月	3月	年間個人事業収入	
	30	20	20	210	
対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	40	**30**	40	40	40

A：2020年の基準期間の個人事業収入の月平均×2（120万円）
　＋2021年の基準期間の個人事業収入（70万円）＝190万円
B：2021年12月の月間法人事業収入：30万円

基準月を含む年の月平均の個人事業収入が60万円に対して、対象月（2021年12月）の月間法人事業収入が30万円であり、事業収入の減少率が30%以上のため、給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2021年11月15日）**が2022年1月1日以前**のため、法人の上限額が適用されます。

基準月をその期間に含む年度の年間事業収入（**720万円**）が**1億円以下**かつ、
対象月の基準月と比較した事業収入の減少率が**50%以上**のため、給付額の上限は**100万円**。

40万円＝190万円－30万円×5
40万円＜100万円（上限額）

S：給付額40万円

例）**2022年1月15日に法人化し**、**2018年11月～2019年3月を基準期間**、**2018年白色申告**、**2019年青色申告**、**2月を対象月**とする場合

基準期間	2018年＜白色（月別収入なし）＞				
	月平均の個人事業収入			年間個人事業収入	
	30（=360÷12）			360	
	2019年＜青色（月別収入あり）＞				
	1月	2月	3月	年間個人事業収入	
	60	**60**	60	720	
対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	**40**	50

A：2018年の基準期間の個人事業収入の月平均×2（60万円）
＋ 2019年の基準期間の個人事業収入（180万円）＝240万円
B：2022年2月の月間法人事業収入：40万円

基準月（2月）の月間個人事業収入が60万円に対して、対象月（2月）の月間法人事業収入が40万円であり、
事業収入の減少率が30%以上のため、給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2022年1月15日）**が2022年1月2日以降**のため、個人事業者の上限額が適用されます。

減少率が**30%以上50%未満**のため、給付額の**上限は30万円**。

40万円＝240万円－40万円×5

40万円＞30万円（上限額）

S：給付額30万円

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

給付額の算定例（基準期間に青色と白色が併存している場合）

例）**2021年11月15日法人化し**、**2019年11月～2020年3月を基準期間**、**2019年青色申告**、**2020年白色申告**、**12月を対象月**とする場合

基準期間	2019年＜青色（月別収入あり）＞				
	11月	12月	年間個人事業収入		
	50	**70**	**720**		
	2020年＜白色（月別収入なし）＞				
	個人事業収入の月平均		年間個人事業収入		
	30（=360÷12）		360		
対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	30	**30**	40	40	40

A：2019年の基準期間の個人事業収入（120万円）
　＋2020年の基準期間の個人事業収入の月平均×3（90万円）＝210万円

B：2021年12月の月間法人事業収入：30万円

基準月（12月）の事業収入70万円に対して、対象月（12月）の事業収入が30万円であり、
事業収入の減少率が30%以上のため給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2021年11月15日）**が2022年1月1日以前**のため、法人の上限額が適用されます。

基準月をその期間に含む年度の年間事業収入（**720万円**）**が1億円以下**かつ、
対象月の基準月と比較した事業収入の減少率が**50%以上**のため、給付額の上限は**100万円**。

60万円＝210万円－30万円×5

60万円＜100万円（上限額）

S：給付額60万円

例）**2022年1月15日に法人化し**、**2018年11月～2019年3月を基準期間**、**2018年青色申告**、**2019年白色申告**、**2月を対象月**とする場合

基準期間	2018年＜青色（月別収入あり）＞				
	11月	12月	年間個人事業収入		
	30	30	360		
	2019年＜白色（月別収入なし）＞				
	個人事業収入の月平均		年間個人事業収入		
	60（720÷12）		720		
対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	**40**	50

A：2018年の基準期間の個人事業収入（60万円）
　＋2019年の基準期間の個人事業収入の月平均×3（180万円）＝240万円

B：2022年2月の月間法人事業収入：40万円

基準月を含む年の月平均の個人事業収入が60万円に対して、対象月（2022年2月）の月間個人事業収入が
40万円であり、事業収入の減少率が30%以上のため給付対象となります。

上限額は、**設立日**（2022年1月15日）**が2022年1月2日以降**のため、個人事業者の上限額が適用されます。

減少率が**30%以上50%未満**のため、給付額の**上限は30万円**。

40万円＝240万円－40万円×5

40万円＞30万円（上限額）

S：給付額30万円

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の9種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
■ **法人化前の個人事業者**に係るものまたは、**法人化後の法人**に係るもの							
①	確定申告書類	・**P.77~78記載の表を参考**に、必要な年分の以下の書類 ・青色申告を行っている場合 - 確定申告書第一表の控え（1枚） - 所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） ・白色申告を行っている場合 - 確定申告書第一表の控え（1枚） ※ 必要に応じて、法人に係る確定申告書類が必要となる場合があります。（P.77~78参照）	必要	必要	必要	必要	P.77～78
②	基準月の売上台帳等	・基準月（基準期間の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
③	基準月の売上に係る通帳等	・基準月（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
④	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	・基準月（基準期間の対象月と同じ月）の請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47
■ **法人化後の法人**に係るもの							
⑤	対象月の売上台帳等	・対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※対象月中に法人化している場合、同月の法人化前の日毎の売上が判別できる売上台帳等も添付可	必要	必要	必要	必要	P.39
⑥	履歴事項全部証明書	・申請者の履歴事項全部証明書 ※ 提出時から**3か月以内に発行**されたものに限ります ※ 法人の設立年月日が**2020年1月以降**であり、かつ**事業収入を比較する2つの月の間**であること	必要	必要	必要に応じて変更	不要（変更不可）	P.79
⑦	振込先の通帳	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、基準月をその期間内に含む事業年度の年間個人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要（変更不可）	P.41～42
⑧	宣誓・同意書	・給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
■ **法人化前の個人事業者又は法人化後の法人**に係るもの							
⑨	右記いずれかの書類	1. 法人設立届出書 （**「設立の形態」欄**において、**「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」**を選択していること） 2. 個人事業の開業・廃業等届出書 （**「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄**に記載があり、その**法人名・代表者名が申請内容と一致**していること）	必要	必要	必要	必要	P.80～81

※審査において、必要に応じて法人成り前後の事業に係る書類等を追加的に求める場合があります。

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

確定申告書類（法人設立直前の確定申告書が青色申告一般用の場合）

- **法人設立年及び選択する基準期間に応じて、必要な個人確定申告書類の年分及び法人確定申告書類の期間が異なります**
- 以下の表を参考に、ご自身が選択する基準期間に応じた確定申告書類を添付してください。

基準期間	提出が必要な**個人**に係る確定申告書類（法人化した年まで）				法人化した時期	提出が必要な**法人**に係る確定申告書類（法人化した年から）	
	2018年分	2019年分	2020年分	2021年分		2020年11月を含む事業年度分	基準期間を含む事業年度分
X 2018/11～2019/3	必要	必要	必要	不要	2020年1月～2020年11月	必要	不要
					2020年12月～対象月	不要	不要
Y 2019/11～2020/3	不要	必要	必要	不要	2020年1月～2020年3月	必要	必要（2019/11～2020/3）
					2020年4月～2020年11月	必要	不要
					2020年12月～対象月	不要	不要
Z 2020/11～2021/3	不要	必要	必要	不要	2020年11月～2020年12月	右記に含まれるため考慮不要	必要（2020/11～2021/3）
	不要	必要	必要	必要	2021年1月～2021年3月	右記に含まれるため考慮不要	必要（2020/11～2021/3）
					2021年4月～対象月	不要	不要

【原則】
確定申告書第一表の控えには、収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を提出いただく確定申告書の年分添付することが必要です。

【例外】
ただし、収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年分の「納税証明書（その２所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付することが必要です。また、「収受日付印等」および「納税証明書（その２所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年分の「課税証明書」又は「非課税証明書」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付することが必要です。

納税証明書（その2所得金額用）

注：納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください。）。詳しくは国税庁（e-TAX）のHPをご覧ください。
（https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）
※事業復活支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

確定申告書類（法人設立直前の確定申告書が白色申告等の場合）

- **法人設立年及び選択する基準期間に応じて、必要な個人確定申告書類の年分及び法人確定申告書類の期間が異なります**
  （各月の事業収入について、その年の年間事業収入（法人化前の個人事業者の個人事業収入又は業務委託契約等収入、及び、法人化後の法人の法人事業収入を含める。）を12で除した額を用います。）
- 以下の表を参考に、ご自身が選択する基準期間に応じた確定申告書類を添付してください。

基準期間	提出が必要な個人に係る確定申告書類（法人化した年まで）				法人化した時期	提出が必要な法人に係る確定申告書類（法人化した年から）	
	2018年分	2019年分	2020年分	2021年分		2020年11月を含む事業年度分	法人設立年を含む事業年度分
X 2018/11～2019/3	必要	必要	必要	不要	2020年1月～2020年11月	必要	不要
					2020年12月～対象月	不要	不要
Y 2019/11～2020/3	不要	必要	必要	不要	2020年1月～2020年12月	右記に含まれるため考慮不要	必要（2020/1～2020/12）
					2021年1月～対象月	不要	不要
Z 2020/11～2021/3	不要	必要	必要	不要	2020年11月～2020年12月	不要	必要（2020/11～2021/3）
	不要	必要	必要	必要	2021年1月～2021年12月	不要	必要（2021/1～2021/12）
					2022年1月～対象月	不要	不要

【原則】
確定申告書第一表の控えには、収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を提出いただく確定申告書の年分添付することが必要です。

【例外】
ただし、収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年分の「納税証明書（その２所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付することが必要です。また、「収受日付印等」および「納税証明書（その２所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年分の「課税証明書」又は「非課税証明書」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付することが必要です。

納税証明書（その2所得金額用）

注：納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください。）。詳しくは国税庁（e-TAX）のHPをご覧ください。
（https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）
※事業復活支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

■履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2020年1月以降**であること、かつ**事業収入を比較する2つの月の間**であること。

※　提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限ります。

※　**発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。

※　履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が**2020年1月以降で、事業収入を比較する2つの月の間**であること。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

■法人設立届出書

- **「設立の形態」欄**において、**「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」**を選択していること。

※ **収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）**されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「**受信通知（メール詳細）**」を添付すること。

収受日付印が押印されていること。

「設立の形態」において、「**1.個人企業を法人組織とした法人である場合**」を選択していること。

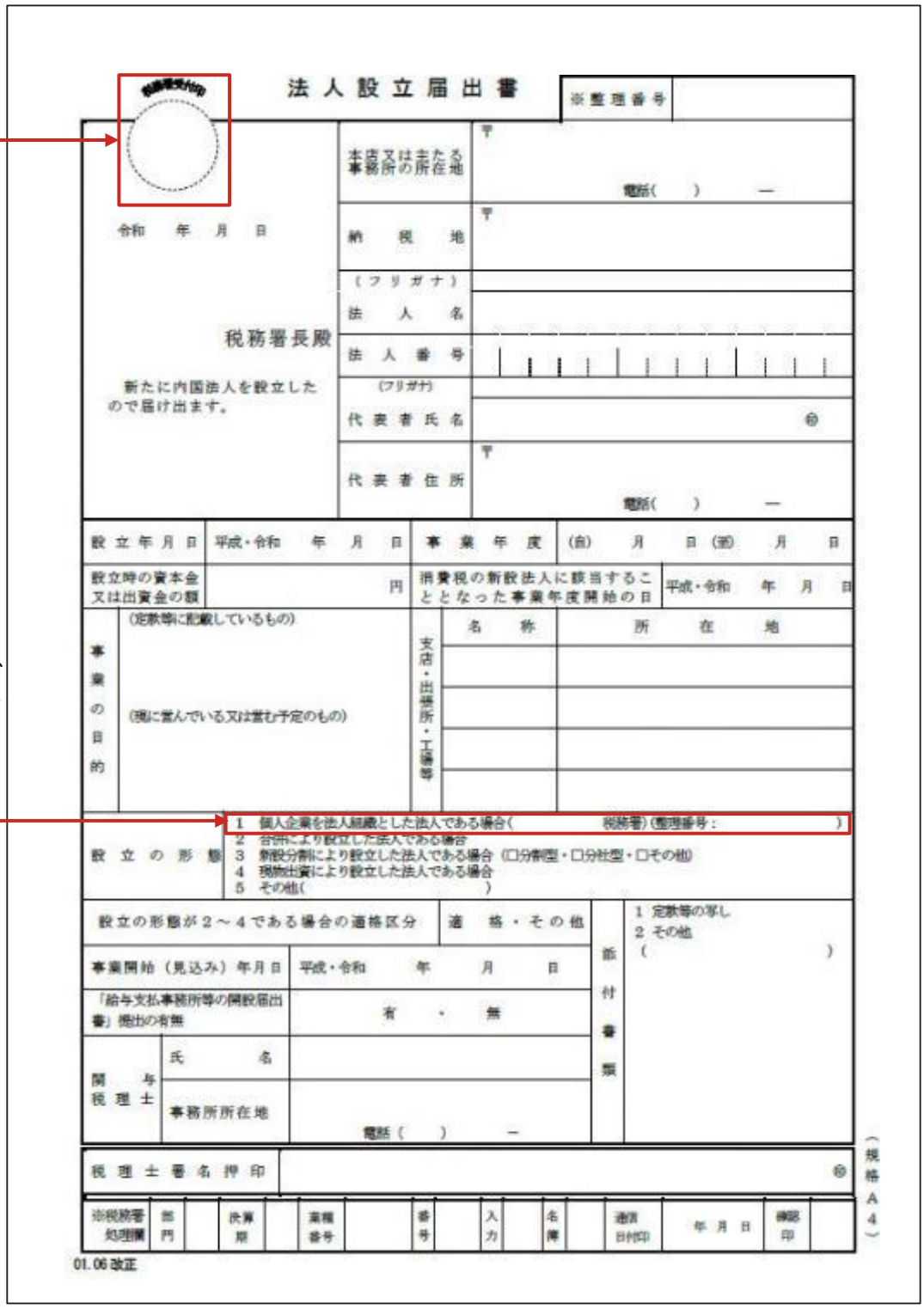

法人設立届出書

※整理番号

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

本店又はまたは事務所の所在地　〒　電話（　）　－

納税地　〒

（フリガナ）

法人名

法人番号

（フリガナ）

代表者氏名　㊞

代表者住所　〒　電話（　）　－

設立年月日　平成・令和　年　月　日

事業年度　（自）　月　日（至）　月　日

設立時の資本金又は出資金の額　円

消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日　平成・令和　年　月　日

事業の目的（定款等に記載しているもの）（現に営んでいる又は営む予定のもの）

支店・出張所・工場等　名称　所在地

設立の形態
1 個人企業を法人組織とした法人である場合（　税務署）（整理番号：　）
2 合併により設立した法人である場合
3 新設分割により設立した法人である場合（□分割型・□分社型・□その他）
4 現物出資により設立した法人である場合
5 その他（　）

設立の形態が2～4である場合の適格区分　適格・その他

事業開始（見込み）年月日　平成・令和　年　月　日

「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無　有・無

関与税理士　氏名

事務所所在地　電話（　）　－

添付書類
1 定款等の写し
2 その他（　）

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄　部門　決算期　業種番号　番号　入力　名簿　通信日付印　年月日　確認印

01.06改正

（規格A4）

B-6　法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

■個人事業の開業・廃業等届出書

- **①「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載**があり、**②その法人名・代表者名が申請内容と一致**していること。

※ **収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）**されていること。
なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「**受信通知（メール詳細）**」を添付すること。

収受日付印が押印されていること。

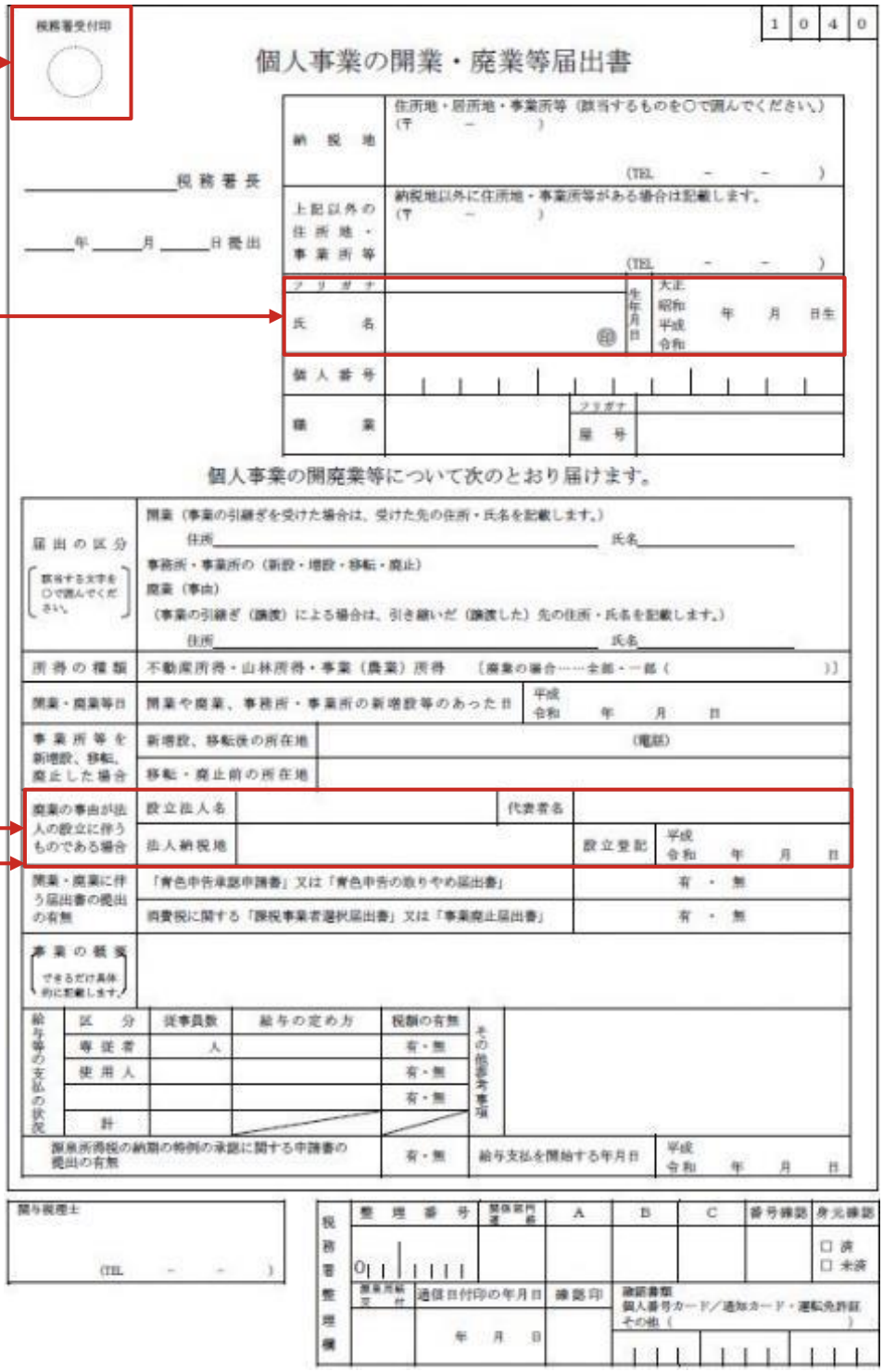

②その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

①「**廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合**」欄に記載があること。

B-7　NPO法人・公益法人等特例

特定非営利活動法人（NPO法人）及び**公益法人等**（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）である場合、証拠書類等の特例並びに給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

公益法人等を設立した年［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた年］によって、適用条件、証拠書類等が異なります。詳しくは、以下をご確認ください。

No.	項目	特例申請区分		ページ
01	**B-7通常特例**	B-7-1	NPO法人・公益法人等全般	P.83～84
		B-7-2	寄附型NPO法人	P.89～91
02	**B-7新規開業特例（2019年・2020年設立・認証の場合）** 2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］場合	B-7-1	NPO法人・公益法人等全般	P.85～86
		B-7-2	寄附型NPO法人	P.92～94
03	**B-7新規開業特例（2021年設立・認証の場合）** 2021年1月から2021年10月までの間に公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］場合	B-7-1	NPO法人・公益法人等全般	P.87～88
		B-7-2	寄附型NPO法人	P.95～97

■ 年間事業収入が確認できる書類の例

根拠法令等において作成が義務付けられている**年間事業収入**が確認できる書類の例は以下をご参照ください。

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

B-7-1　NPO法人･公益法人等特例

01　B-7通常特例

B-7-1通常特例

■適用条件

申請者が特定非営利活動法人、公益法人等であって、対象期間内に**基準期間の同月と比較して、**新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**月間の法人事業収入が30%以上減少した月**が存在する場合

■給付額の算定式

S ＝ A － B × 5

S：給付額（上限額はP.18参照）
A：基準期間の法人事業収入の合計（※）
B：対象月の月間法人事業収入

※ 法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

※ ただし、月間の法人事業収入を確認できない場合は、事業年度の年間法人事業収入を12で除した金額を、その事業年度における各月の月間の法人事業収入とみなす。算定式は以下の通りです。

S＝ A ÷ 12 × N ＋ A′ ÷ 12 ×(5 － N) － B × 5

S：給付額（上限額はP.18参照）
A：基準月を含む事業年度の年間事業収入（※）
A'：基準月が含まれる事業年度に含まれない基準期間を含む事業年度の年間事業収入
N：基準月が含まれる事業年度に含まれる基準期間の月数
B：対象月の月間法人事業収入

給付額の算定例

例）「年間事業収入が確認できる書類」において月間事業収入を確認できない場合、決算月が1月、対象月が11月

2019年度	2019年											2020年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	**11月**	12月	1月	年間事業収入
	30（=360÷12）												**360**
2020年度	2020年											2021年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
			40（=480÷12）										480
2021年度	2021年											2022年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年間事業収入
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	**10**	10	10	120

基準月を含む事業年度の月平均の法人事業収入**30万円**に対して、**2021年の対象月（11月）の月間法人事業収入**が**10万円**であり、基準月を含む事業年度の月平均の法人事業収入と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A：基準月を含む事業年度の年間事業収入：360万円
A′：基準月が含まれる事業年度に含まれない基準期間を含む事業年度の年間事業収入：480万円
N：基準月が含まれる事業年度に含まれる基準期間の月数：3か月（2019年度の3か月）
B：対象月の月間法人事業収入：10万円

基準月を含む**事業年度の年間法人事業収入（360万円）**は、**1億円以下**であり、減少率が、**50%以上**であるため、**上限額は、100万円**になります。

S：360÷12×3＋480÷12×（5－3）－10×5＝120万円 ＞ 100万円（上限額）

S：給付額100万円

B-7-1　NPO法人・公益法人等特例

01　B-7通常特例

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	年間法人事業収入が確認できる書類	• X: 基準期間が2018年11月から2019年3月：**2018年11月から2019年3月、2019年11月、2020年11月の月間事業収入を含む**根拠法令等において作成が義務付けられている**事業収入が確認できるもの** • Y: 基準期間が2019年11月から2020年3月：**2019年11月から2020年3月、2020年11月の月間事業収入を含む**根拠法令等において作成が義務付けられている**事業収入が確認できるもの** • Z: 基準期間が2020年11月から2021年3月：**2019年11月、2020年11月から2021年3月までの月間事業収入を含む**根拠法令等において作成が義務付けられている**事業収入が確認できるもの** **※ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。**	必要	必要	必要	必要	P.29 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※　①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**３か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.40
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月の売上台帳等	• 基準月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月の売上に係る通帳等	• 基準月の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

02　B-7新規開業特例（2019年･2020年設立の場合）

B-7特例新規開業（2019年･2020年設立の場合）

申請者が特定非営利活動法人、公益法人等であって、**2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立**した場合、以下の適用条件を満たす場合、選択することができます。

	対象月	
	11月又は12月	1月～3月のいずれか
適用条件	対象月とする**2021年11月、12月**の月間法人事業収入が、**設立年※1の設立月※2から同年12月までの月平均の法人事業収入**と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**30%以上減少**している。	対象月とする**2022年1月、2月、3月**いずれかの月の月間法人事業収入が、**設立年の翌年の対象月と同じ月**の**月間法人事業収入**と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**30%以上減少**している。
給付額の算定式	**S＝A×2＋B-C×5** **A＝A′÷M** **S　：給付額**（上限額はP.18参照） **A　：設立年の設立月から12月までの月平均の法人事業収入※4** **B　：設立年の翌年の1月から3月までの法人事業収入※4の合計** **A′　：設立年の設立月から12月までの法人事業収入※4の合計** **M　：設立年の設立後月数** **C　：対象月の月間法人事業収入**	
上限額を決める年間分の法人事業収入	A（設立年の設立月から12月までの期間の月平均の法人事業収入）　×　12	設立年の翌年の対象月と同じ月を含む事業年度の年間法人事業収入※3

※１　設立年とは法人を設立した年をさします。以下同じ。
※２　設立月は法人を設立した月をさします。なお、操業日数にかかわらず1か月とみなします。以下同じ。
※３　事業年度が12か月分ない場合は、システム上で、事業年度の月数を除して12を乗じた金額に自動計算されます。
※4　法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

B-7-1　NPO法人・公益法人等特例

02　B-7新規開業特例（2019年・2020年設立の場合）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	年間法人事業収入が確認できる書類	• **2019年に法人を設立した場合：** **設立日の属する月から2020年3月までの期間及び同年11月の月間事業収入を含む**根拠法令等において作成が義務付けられている**事業収入が確認できるもの** • **2020年に法人を設立した場合：** **設立日の属する月から2021年3月までの月間事業収入を含む**根拠法令等において作成が義務付けられている**事業収入が確認できるもの** **※ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。**	必要	必要	必要	必要	P.30 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります ※設立年が2019年の場合は法人の設立年月日が、**2019年1月1日から同年12月31日までの間**、設立年が2020年の場合は法人の設立年月日が、**2020年1月1日から同年12月31日までの間**のものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.57
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月※の売上台帳等	• 基準月※の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月※の売上に係る通帳等	• 基準月※の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月※の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月※の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

※「基準月」とあるのは、以下の月をさします。（2019年又は2020年に設立し、B-7-1特例新規設立（2019年又は2020年に設立）の場合を用いる場合）
対象月が11月又は12月：設立年で法人事業収入のある任意の一月。
対象月が1-3月の場合：設立年の翌年の対象月と同月。

03　B-7新規開業特例（2021年設立の場合）

B-7特例新規設立（2021年設立の場合）

申請者が特定非営利活動法人、公益法人等であって、**2021年1月から2021年10月までの間に法人を設立**した場合、以下の適用条件を満たす場合、選択することができます。

	対象月が11月～3月の場合で共通
適用条件	対象月の月間法人事業収入が、**2021年の設立月※2から10月までの月平均の法人事業収入**と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、**30%以上減少**している。
給付額の算定式	**S=A×5−B×5** **A=A′÷M** **S　：給付額**（上限額はP.18参照） **A　：設立月から同年10月の月平均の法人事業収入※3** **A′：設立月から同年10月の年間法人事業収入※3** **M　：設立年※1の設立後月数**（設立日の属する月から同年**10月**までの月数） **B　：対象月の月間法人事業収入**
上限額を決める年間分の法人事業収入	A（2021年設立月から10月までの月平均の法人事業収入）　×　12

※１　設立年とは法人を設立した年をさします。以下同じ。
※２　設立月は法人を設立した月をさします。なお、操業日数にかかわらず1か月とみなします。以下同じ。
※３　法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

B-7-1　NPO法人・公益法人等特例

03　B-7新規開業特例（2021年設立の場合）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の9種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	年間法人事業収入が確認できる書類	・**設立日の属する月から2021年10月までの月間事業収入を含む**根拠法令等において作成が義務付けられている**事業収入が確認できるもの** ※**ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。**	必要	必要	必要	必要	P.30 ～38
②	対象月の売上台帳等	・対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※　①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	必要	必要	P.39
③	履歴事項全部証明書	・申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります ※　設立年が2019年の場合は法人の設立年月日が、**2021年1月1日から同年10月31日までの間**のものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.60
④	振込先の通帳	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	・給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥	基準月※の売上台帳等	・基準月※の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦	基準月※の売上に係る通帳等	・基準月※の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧	基準月※の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	・基準月※の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要	不要	P.47

※「基準月」とあるのは、設立年で法人事業収入のある任意の一月をさします。　（2021年に設立し、B-7-1特例新規設立（2021年設立）の場合）

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

01　B-7通常特例

B-7-2通常特例

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、**受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）も法人事業収入に含めることができる。**

■適用条件

要件1	寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の**基準月を含む事業年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上**であること。
要件2	申請の対象としようとする**対象月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額。以下同じ）**が、新型コロナウイルス感染症の影響により、**基準月の特定事業収入と比べて、30%以上減少していること**。
要件3	以下のいずれかに該当すること。 i.　申請の対象としようとする**対象月の事業費支出が**、新型コロナウイルス感染症の影響により、**基準月の事業費支出と比べて減少していること**。 ii.　上記に該当しない場合であって、事業の性質上、新型コロナウイルス感染症の影響により、**事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること**(申請時に理由を選択肢の中から選択してください。)。
要件4	特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、**基準月を含む事業年度の活動実績があること**。

■給付額の算定式

S＝A－B × 5

S：給付額（上限額はP.18参照）
A：基準期間の特定事業収入の合計額（※）
B：対象月の月間特定事業収入

※ただし、月間の特定事業収入を確認できない場合は、事業年度の年間特定事業収入を12で除した金額を、その事業年度における各月の月間の特定事業収入とみなす。

- **「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも給付までに時間を要する場合があります。また、「B-7-2」の場合は、簡単申請をご利用いただくことができません。**
- **「B-7-1」で給付申請額が上限額に達する場合は、「B-7-1」での申請をお勧めいたします。**

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

01　B-7通常特例

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の14種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 **基本申請**	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 **基本申請**	パターン3 マイページ ログイン **基本申請**	パターン4 マイページ ログイン **簡単申請**	ページ
①	活動計算書類及び事業収入証明書類	• X: 基準期間が2018年11月から2019年3月：**2018年11月から2019年3月、2019年11月、2020年11月の月間事業収入を含む活動計算書** • Y: 基準期間が2019年11月から2020年3月：**2019年11月から2020年3月、2020年11月の月間事業収入を含む活動計算書** • Z: 基準期間が2020年11月から2021年3月：**2019年11月、2020年11月から2021年3月までの月間事業収入を含む活動計算書** **※ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。**	必要	必要	必要	不可	P.29 ～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※　①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	必要		P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更		P.40
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更		P.41 ～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要		P.43
⑥	基準月の売上台帳等	• 基準月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要		P.45
⑦	基準月の売上に係る通帳等	• 基準月の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要		P.46
⑧	基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要		P.47

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

01　B-7通常特例

証拠書類等

申請パターンについては、P. 8をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 **基本申請**	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 **基本申請**	パターン3 マイページ ログイン **基本申請**	パターン4 マイページ ログイン **簡単申請**	ページ
⑨	認証書	• 所轄庁に認証されていることがわかる書類等	必要	必要	必要	不可	-
⑩	受取助成金・補助金の一覧及び確定通知書の写し	• **基準期間を含む事業年度の受取助成金・補助金**（＊1）**の一覧**（＊2）及びそれぞれの額の**確定通知書の写し**（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。） ＊1：国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。 ＊2：申込フォームの「補助金入力シート」に記載してください。	必要	必要	必要		-
⑪	対象月の事業支出額確認資料	• **対象月の月間事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）**が確認できるもの**	必要	必要	必要		-
⑫	基準月の事業支出額確認資料	• **基準月の月間事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）**が確認できるもの**	必要	必要	必要		-
⑬	事業の実施に関する事項	• 基準期間を含む事業年度の事業報告書のうち**「事業の実施に関する事項」の写し**	必要	必要	必要		-
⑭	申込フォーム	• 事業復活支援金HPからダウンロードする申込フォーム ※**「寄附型NPO特例に係る申込フォーム（通常）」**に記載してください。 ※**Excel形式にて提出してください**	必要	必要	必要		-

02　B-7新規開業特例（2019年･2020年認証の場合）

B-7特例新規開業（2019年･2020年認証の場合）

2019年1月から2020年12月までの間に法人の設立の認証を受けた場合で、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、**受取寄附金、受取助成金･補助金（国･地方公共団体からの助成金･補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）も法人事業収入に含めることができる**。

		対象月	
		11月又は12月	1月～3月のいずれか
適用条件	【要件1】寄付金等の割合	寄附金等（受取寄附金、受取助成金･補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、 i. **設立当初の事業年度の活動計算書がある**場合：**当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上**であること。 ii. **設立当初の事業年度の活動計算書がない**場合：**ｉ）認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii）認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合が50%以上**であること。	
	【要件2】特定事業収入の減少率	対象月とする**2021年11月又は12月**の**特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額。以下同じ。）**が、新型コロナウイルス感染症の影響により、**認証年※1の認証月※2から同年12月までの月平均の特定事業収入と比べて、30%以上減少**していること。	対象月とする**2022年1月、2月又は、3月**の月の月間**特定事業収入**が、新型コロナウイルス感染症の影響により、**認証年の翌年の対象月と同じ月**の月間**特定事業収入**と比べて、**30%以上減少**していること。
	【要件3】事業費支出の減少率	**対象月の事業費支出が**、新型コロナウイルス感染症の影響により、**基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均**（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず１か月とみなす。）**の事業費支出と比べて減少**していること。 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、**特別の事情が認められること**。（申請時に理由を選択肢の中から選択してください。）。	**対象月の事業費支出が、**新型コロナウイルス感染症の影響により、**認証年の翌年の対象月と同じ月の事業費支出と比べて減少**していること。 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、**特別の事情が認められること**。（申請時に理由を選択肢の中から選択してください。）。
	【要件4】活動実績の有無	特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、**事業年度の活動実績があること**。	
給付額の算定式		**S＝A×2＋B-C×5** **A＝A′÷M** **S　：給付額**（上限額はP.18参照） **A　：認証年の認証月から12月までの月平均の特定事業収入** **B　：認証年の翌年の1月から3月までの特定事業収入の合計** **A′：認証年の認証月から12月までの特定事業収入の合計** **M　：認証年の認証後月数** **C　：対象月の月間特定事業収入**	
上限額を決める年間分の特定事業収入		A（認証年の認証月から12月までの期間の月平均の特定事業収入）　×　12	認証年の翌年の対象月と同じ月を含む事業年度の年間特定事業収入※3

※１　認証年とは特定非営利活動法人が認証された年をさします。（認可証に記載された認証年とします）
※２　認証月とは特定非営利活動法人が認証された月をさします。なお、操業日数にかかわらず1か月とみなします。（認可証に記載された認証月とします）
※３　事業年度が12か月分ない場合は、システム上で、事業年度の月数を除して12を乗じた金額に自動　計算されます。

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

02　B-7新規開業特例（2019年･2020年認証の場合）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の14種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	活動計算書類及び事業収入証明書類	**2019年に法人を認証した場合：** **認証日の属する月から2020年3月までの期間及び同年11月**をその期間に含むすべての事業年度の**活動計算書**及び**月次の法人事業収入**を証明できる書類であって、**税理士による署名**のなされたものが必要となります ・**2020年に法人を認証した場合：** **認証日の属する月から2021年3月までの期間**をその期間に含むすべての事業年度の**活動計算書**及び**月次の法人事業収入**を証明できる書類であって、**税理士による署名**のなされたものが必要となります ※**設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、認証申請時に所轄庁に提出したいずれかの事業年度の活動予算書をご提出ください**	必要	必要	必要	不可	P.29～38
②	対象月の売上台帳等	・対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※　①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	必要		P.39
③	履歴事項全部証明書	・申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**３か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更		P.57
④	振込先の通帳	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更		P.41～42
⑤	宣誓･同意書	・給付規程により様式が定められた宣誓･同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要		P.43
⑥	基準月※の売上台帳等	・基準月※（基準期間の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要		P.45
⑦	基準月※の売上に係る通帳等	・基準月※（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要		P.46
⑧	基準月※の売上に係る1取引分の請求書･領収書等	・基準月※（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要		P.47

※「基準月」とあるのは、以下の月をさします。（2019年又は2020年に認証を受け、B-7-2特例新規設立（2019年･2020年認証）の場合）
対象月が11月又は12月：設立年で法人事業収入のある任意の一月。
対象月が1-3月の場合：設立年の翌年の対象月と同月。

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

02　B-7新規開業特例（2019年･2020年認証の場合）

証拠書類等

申請パターンについては、P. 8をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 **基本申請**	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 **基本申請**	パターン3 マイページ ログイン **基本申請**	パターン4 マイページ ログイン **簡単申請**	ページ
⑨	認証書	• 所轄庁に認証されていることがわかる書類等 ※認証年が2019年の場合は法人の設立年月日が、**2019年1月1日から同年12月31日までの間、** 認証年が2020年の場合は法人の設立年月日が、**2020年1月1日から同年12月31日までの間**のものに限ります	必要	必要	必要	不可	-
⑩	受取助成金･補助金の一覧及び確定通知書の写し	• **認証年の受取助成金･補助金（*1）の一覧（*2）及びそれぞれの額の確定通知書の写し**（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。） *1：国･地方公共団体からの助成金･補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。 *2：申込フォームの「補助金入力シート」に記載してください。	必要	必要	必要		-
⑪	対象月の事業支出額確認資料	• **対象月の月間事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）**が確認できるもの**	必要	必要	必要		-
⑫	認証年又は翌年の基準月※の事業支出額確認資料	• **認証年又は翌年の基準月※の月間事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）**が確認できるもの**	必要	必要	必要		-
⑬	事業の実施に関する事項	• 設立当初の事業年度の事業報告書のうち**「事業の実施に関する事項」の写し**	必要	必要	必要		-
⑭	申込フォーム	• 事業復活支援金HPからダウンロードする申込フォーム ※**「寄附型NPO特例に係る申込フォーム（2019年･2020年認証）」**に記載してください。 ※**Excel形式にて提出してください**	必要	必要	必要		-

※「認証年又は翌年の基準月」とあるのは、以下の期間をさします。（2019年又は2020年に認証を受け、B-7-2特例新規設立（2019年･2020年認証）の場合）
対象月が11月又は12月：認証年で事業支出のある月すべて。
対象月が1-3月の場合：認証年の翌年の対象月と同月。

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

03　B-7新規開業特例（2021年設立の場合）

B-7特例新規設立（2021年設立の場合）

2021年1月から2021年10月までの間に法人を認証を受けた場合で、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、**受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）も法人事業収入に含めることができる。**

		対象月が11月～3月の場合で共通
適用条件	【要件1】寄付金等の割合	• 寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、 **i. 設立当初の事業年度の活動計算書がある**場合：**当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上**であること。 **ii.設立当初の事業年度の活動計算書がない**場合：**ｉ）認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii）認証月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合が50%以上**であること。
	【要件2】特定事業収入の減少率	**対象月の月間の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額。以下同じ。）**が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、**2021年の認証月※1から10月まで（以下、「2021年特例基準期間」という。）の月平均の特定事業収入（**と比べて、**30%以上減少**していること。
	【要件3】事業費支出の減少率	**2021年特例基準期間の月平均の事業費支出と比べて減少していること。** 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、**特別の事情が認められること。**（申請時に理由を選択肢の中から選択してください。）。
	【要件4】活動実績の有無	特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、**設立当初の事業年度の活動実績があること**。
給付額の算定式		**S＝A×5－B×5** **A＝A′÷M** **S　：給付額**（上限額はP.18参照） **A　：認証月から同年10月の月平均の特定事業収入** **A′：認証月から同年10月の特定事業収入** **M　：認証年の認証後月数**（認証月から同年**10月**までの月数） **B　：対象月の月間特定事業収入**
上限額を決める年間分の特定事業収入		A（2021年設立月から10月までの月平均の特定事業収入）　×　12

※1　認証月とは特定非営利活動法人が認証された月をさします（認可証に記載された認証された月を認証月とします）　。なお、操業日数にかかわらず1か月とみなします。

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

03　B-7新規開業特例（2021年設立の場合）

証拠書類等

■申請パターンに応じて最大下記の14種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
①	活動計算書類	**設立当初の事業年度の活動計算書及び認証日の属する月から2021年10月をその期間に含むすべての事業年度の活動計算書**及び**月次の法人事業収入**を証明できる書類であって、**税理士による署名**のなされたものが必要となります ※**設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、認証申請時に所轄庁に提出したいずれかの事業年度の活動予算書をご提出ください**	必要	必要	必要	不可	P.29～38
②	対象月の売上台帳等	• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※　①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	必要		P.39
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 ※今回新たに提出する場合、提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名があるものに限ります	必要	必要	必要に応じて変更		P.60
④	振込先の通帳	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。	必要	必要	必要に応じて変更		P.41～42
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※**代表者本人が自署したもの**が必要です	必要	必要	必要		P.43
⑥	基準月※の売上台帳等	• 基準月※（基準期間の対象月と同じ月）の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	不要	不要		P.45
⑦	基準月※の売上に係る通帳等	• 基準月※（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など	必要	不要	不要		P.46
⑧	基準月※の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	• 基準月※（基準期間の対象月と同じ月）の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など	必要	不要	不要		P.47

※「基準月」とあるのは、設立年で法人事業収入のある任意の一月をさします。　（2021年に認証を受け、B-7-2特例新規設立（2021年認証）の場合）

B-7-2　寄付型NPO法人等特例

03　B-7新規開業特例（2021年設立の場合）

証拠書類等

申請パターンについては、P. 8をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
⑨	認証書	• 所轄庁に認証されていることがわかる書類等 ※法人の設立の認証を受けた年月日が、**2021年1月1日から同年10月31日までの間**のものに限ります	必要	必要	必要	不可	-
⑩	受取助成金・補助金の一覧及び確定通知書の写し	• **2021年特例基準期間を含む事業年度の受取助成金・補助金**（*1）**の一覧**（*2）及びそれぞれの額の**確定通知書の写し**（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。） *1：国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。 *2：申込フォームの「補助金入力シート」に記載してください。	必要	必要	必要		-
⑪	対象月の事業支出額確認資料	• **対象月の月間事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）**が確認できるもの**	必要	必要	必要		-
⑫	2021特例基準期間の事業支出額確認資料	• **2021特例基準期間の月間事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）**が確認できるもの**	必要	必要	必要		-
⑬	事業の実施に関する事項	• 設立当初の事業年度の事業報告書のうち**「事業の実施に関する事項」の写し**	必要	必要	必要		-
⑭	申込フォーム	• 事業復活支援金HPからダウンロードする申込フォーム ※**「寄附型NPO特例に係る申込フォーム（2021年認証）」**に記載してください。 ※**Excel形式にて提出してください**	必要	必要	必要		-

B-7　NPO法人･公益法人等特例

法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人は、下表の通りです。

NO	名称	備考
1	公益財団法人	
2	公益社団法人	
3	一般財団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
4	一般社団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
5	学校法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。
6	社会福祉法人	
7	医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項（社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。
8	貸金業協会	
9	企業年金基金	
10	企業年金連合会	
11	危険物保安技術協会	
12	行政書士会	
13	漁業共済組合	
14	漁業共済組合連合会	
15	漁業信用基金協会	
16	漁船保険組合	
17	漁船保険中央会	
18	勤労者財産形成基金	
19	軽自動車検査協会	
20	健康保険組合	
21	健康保険組合連合会	
22	原子力発電環境整備機構	
23	高圧ガス保安協会	
24	広域臨海環境整備センター	
25	厚生年金基金	
26	更生保護法人	
27	小型船舶検査機構	
28	国家公務員共済組合	
29	国家公務員共済組合連合会	
30	国民健康保険組合	
31	国民健康保険団体連合会	
32	国民年金基金	
33	国民年金基金連合会	
34	市街地再開発組合	
35	自転車競技会	
36	自動車安全運転センター	

B-7　NPO法人･公益法人等特例

NO	名称	備考
37	司法書士会	
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商品先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	

B-7　NPO法人･公益法人等特例

NO	名称	備考
75	独立行政法人	別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興･共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
98	農業協同組合連合会	医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	

事業復活支援金
申請の手続き

はじめに

P.2 1.事業復活支援金の概要

P.6 2.事業復活支援金の詳細

通常申請

P.14 1.申請の要件を確認する

P.22 2.申請する

特例申請

P.50 要件・証拠書類等を確認する

※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。

※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.101 申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。
その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

添付書類全般に係る不備

1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
2. 画像がぼやけて情報が判読できない
3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている
4. 申請している法人とは別の法人等の書類が添付されている

1.パスワードが設定されている

2.ぼやけている

3.見切れている

確定申告書類等に係る不備

1. 確定申告書別表一ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
2. 確定申告書別表一ではなく、地方税の第6号様式が添付されている
3. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
4. 申請画面で入力した売上高と、法人事業概況説明書に記載されている売上高が異なる
   ※ 売上高の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く。
5. 法人事業概況説明書の1枚目に売上高の記載がない
6. 法人事業概況説明書の2枚目に月別の売上高の記載がない
7. 収受日付印がない
8. e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付がない ※「収受日付印」「電子申告の日時」と「受付番号」がない場合

7.参考：収受日付印例

8.参考：e-Taxの受信通知（メール詳細）

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

確定申告書類等に係る不備

9.申告内容の更正を請求している場合、「更正の請求書」ではなく「更正通知書」が必要になります

※「更正通知書」は更正前・更正後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、
更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で添付する必要があります

参考：更正通知書

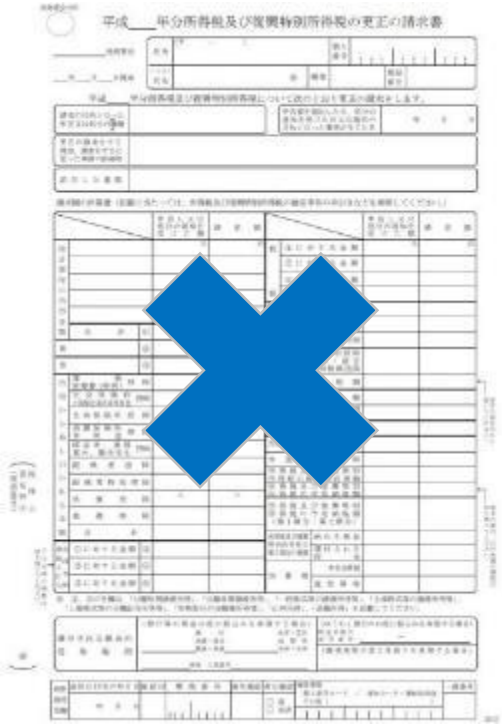

参考：更正の請求書

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

対象月の売上台帳等に係る不備

1. 売上台帳の売上と、対象月の売上が一致しない
2. 売上台帳の月と、対象月が一致しない
3. 売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書等を添付している
4. 今年の対象月の売上台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している
5. 添付された売上台帳の月が対象期間外(申請日よりも未来の月など)

証拠書類として添付すべき対象月の売上台帳等について

基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。
※添付するデータの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

売上台帳

2021年12月分

抽出するデータが対象月の事業収入であることを確認できるよう、対象となる[売上月]を記載してください。

会社名：株式会社じぎょうふっかつ

日付	内容	金額
12/10	出張ケータリング	20,000
12/20	みかん　500個	10,000
12/30	さくらんぼ　3ケース	35,500
合計金額		65,500

対象月の売上額が（総額）を記載してください。
対象月の売上額が0円の場合は、[0円]であることを明確に記載してください。

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

金融機関口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている
   (貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
   (金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
   (支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
   (口座番号は７桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「０」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。
   （例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されているなど）

申請において口座情報を入力する場合の注意事項

●全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳（口座情報）のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができないことがございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

●ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではなく、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力ください。

不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

●ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(ｶﾀｶﾅ)を正しくご入力ください。

●口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤：ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬｼﾞｷﾞｮｳﾌｯｶﾂｼｴﾝ → 正：ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ｼﾞｷﾞｮｳﾌﾂｶﾂｼｴﾝ

小さい「ｯ」や「ｮ」などは使用できません。大きい「ﾂ」「ﾖ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤：ﾆｯﾎﾟﾝ → 正：ﾆﾂﾎﾟﾝ

中黒点「・」は、ピリオド「．」又はスペースを使用してください。

例)誤：ｲﾁ･ﾆ･ｻﾝ → 正：ｲﾁ.ﾆ.ｻﾝ 又は ｲﾁ ﾆ ｻﾝ

カナ長音文字(－)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤：ﾄｰｷｮｰ → 正：ﾄ-ｷｮ-

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

申請において口座情報を入力する場合の入力例

不備内容	× 誤った例	○ 正しい例
通帳に記載のない入力をしている	JIGYOUHUKKATSUSHIEN	ｼﾞｷﾞﾖｳﾌﾂｶﾂｼｴﾝ
名義の後に「サマ」を入力している	ｼﾝｾｲｼﾞﾛｳ ｻﾏ	ｼﾝｾｲｼﾞﾛｳ
法人略語の相違 ※口座名義（カナ）の記載の通りご記入ください	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ	ｶ）
濁音で入力していない ※口座名義（カナ）の記載の通りご記入ください	ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

利用可能文字	
数字	0123456789
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
カナ文字	ｱｲｳｴｵ ｶｷｸｹｺ ｻｼｽｾｿ ﾀﾁﾂﾃﾄ ﾅﾆﾇﾈﾉ ﾊﾋﾌﾍﾎ ﾏﾐﾑﾒﾓ ﾔﾕﾖ ﾗﾘﾙﾚﾛ ﾜﾗﾝ
濁点・半濁点	ﾞ ﾟ
記号	¥ . ( ) - / 「 」 スペース

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

履歴事項全部証明書に係る不備

- 履歴事項全部証明書が複数ページ存在するにも関わらず、**最初の1ページ目のみが添付され、発行年月日等を確認することができない**。
- **履歴事項全部証明書に記載された設立年月日**と事業復活支援金の**申請画面で入力された設立年月日**が**一致しない**。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇ 3.○○○ 4.◇◇◇ 5.○○○ 6.◇◇◇ 7.○○○ 8.◇◇◇ 9.○○○ 10.◇◇◇ 11.○○○ 12.◇◇◇ 13.○○○ 14.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡す	締役会の承認を受けなければならない

整理番号□□□□□□ ＊下線のあるもの 事項であることを示す。 1/2

部であることを証明した書面である。

官 ●●●● 印

ることを示す。 2/2

必ず全てのページを添付してください。

事業復活支援金の申請画面の設立年月日には、履歴事項全部証明書に記載された「会社設立年月日」を入力してください。

事業復活支援金の申請画面

設立年月日 必須 年 月 日

※西暦でご入力ください。
※1699年以前の設立の場合は1700年1月1日で入力ください。
※履歴事項全部証明書に記載されている設立年月日を入力してください。
※B-3. 合併特例を利用する際には、合併年月日を入力してください。
※B-7-2.NPO法人や公益法人等特例(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)で申請する場合には、認証年月日を入力してください。

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

宣誓・同意書に係る不備

- **給付規程で定める様式ではない**書類が添付されている。
- 宣誓・同意書に記入された宣誓・同意日付が**事業復活支援金の申請日付より後の日付**になっている。
- 宣誓同意書が見切れている

（例1）見切れておらず、宣誓・同意日付が**事業復活支援金の申請日付以前**の日付となっている

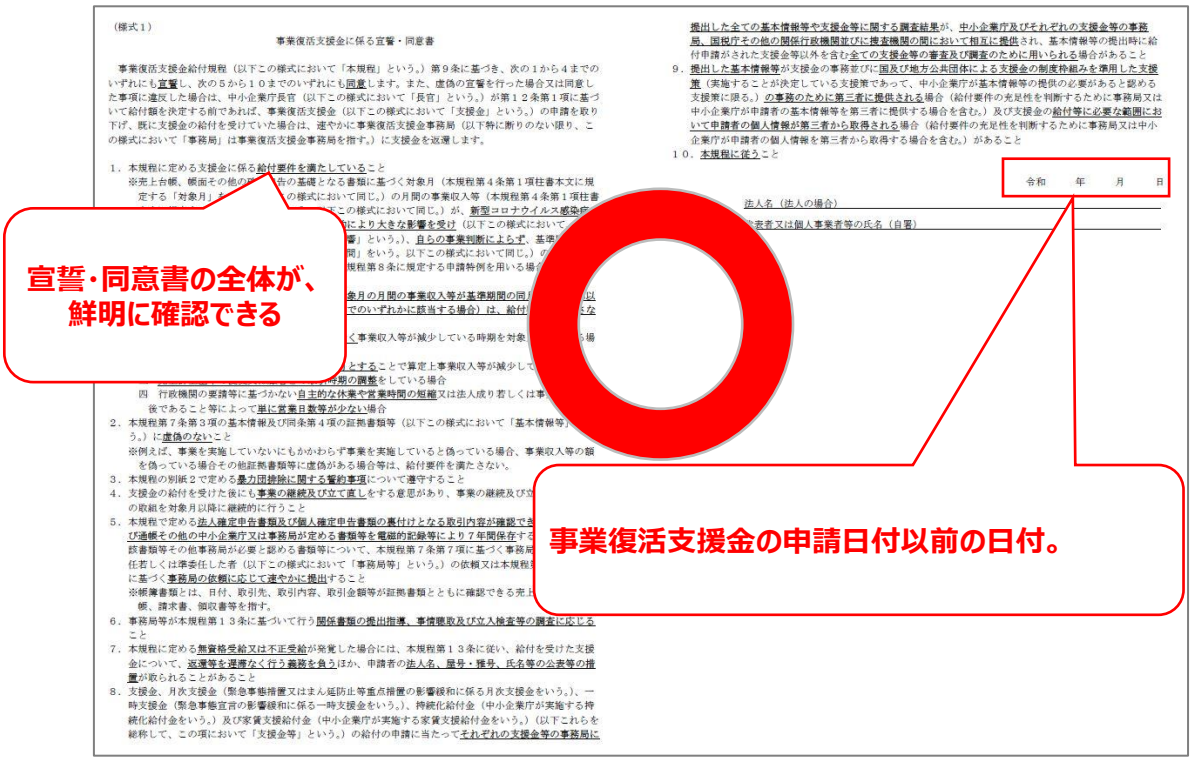

（例2）見切れており、宣誓・同意日付が**事業復活支援金の申請日付より後**の日付となっている

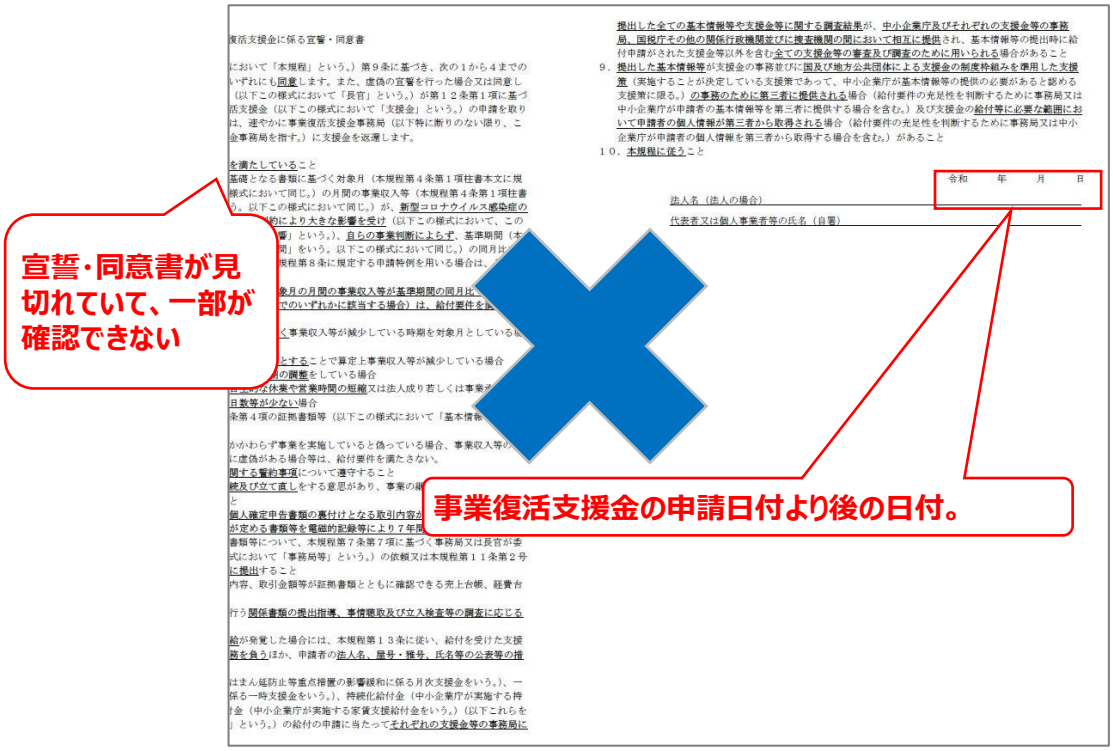

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

基準月の売上台帳等に係る不備

基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等で提出する1取引の該当箇所に**マーカー等の印**がつけられていない。または、金額が一致していない場合にその理由の記載がない。

※基本的な事項（基準月、日付、商品名、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。

※添付するデータの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

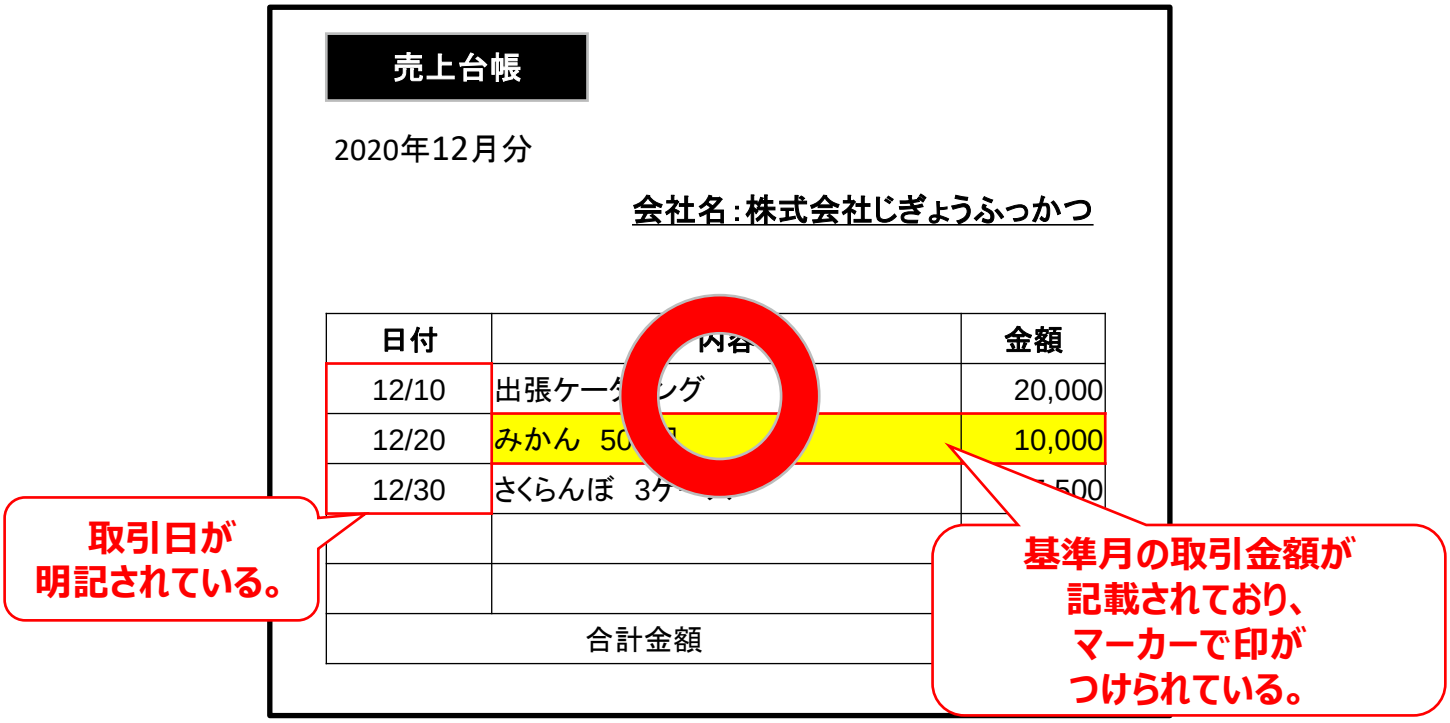

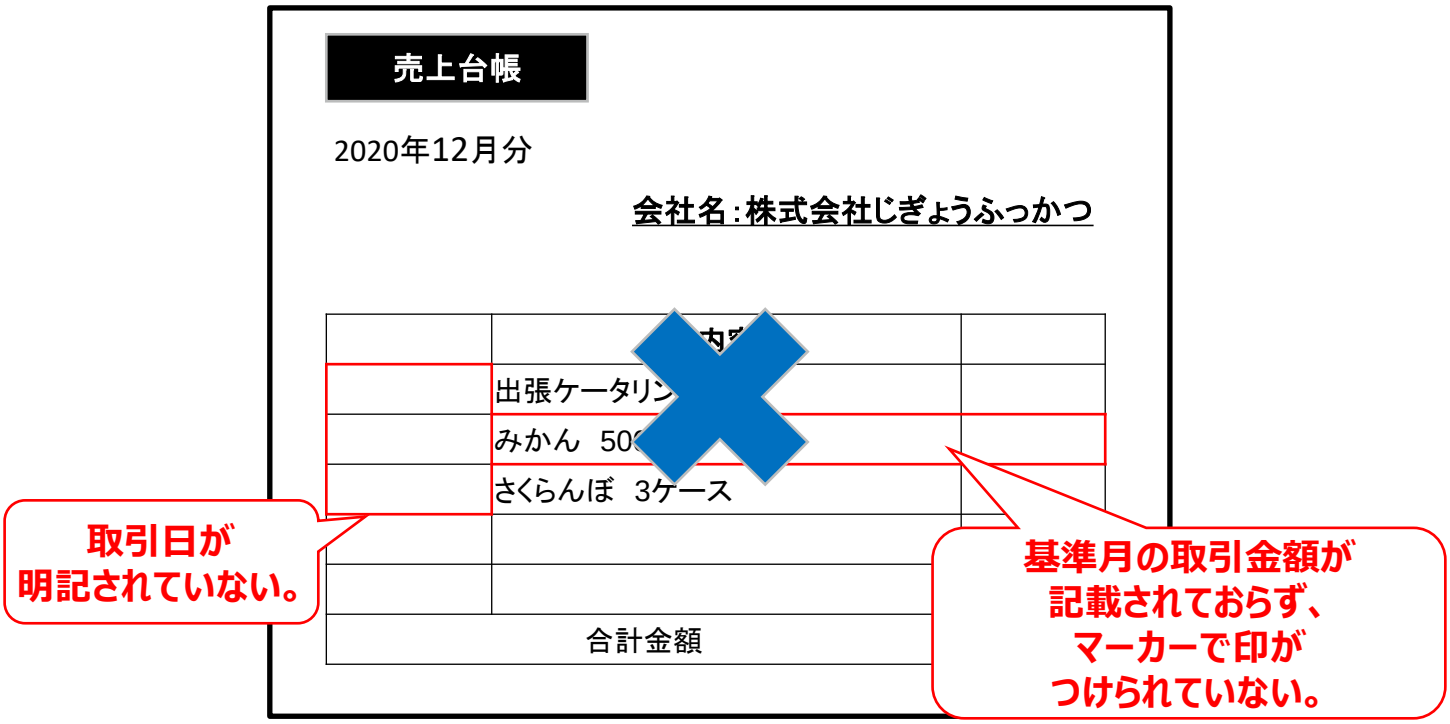

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

基準月の売上に係る通帳等に関する不備

- 添付された**口座名義**が**申請法人名義**と一致していない。
- **基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等で提出する1取引の該当箇所**に**マーカー等の印**がつけられていない。または、金額が一致していない場合にその理由の記載がない。

※ 法人名義の口座が存在しない場合は、基準月を含む事業年度の年間の売上高が1億円以下の法人に限り、代表者名義の口座の通帳及び本人確認書類を添付してください。（P.42参照）

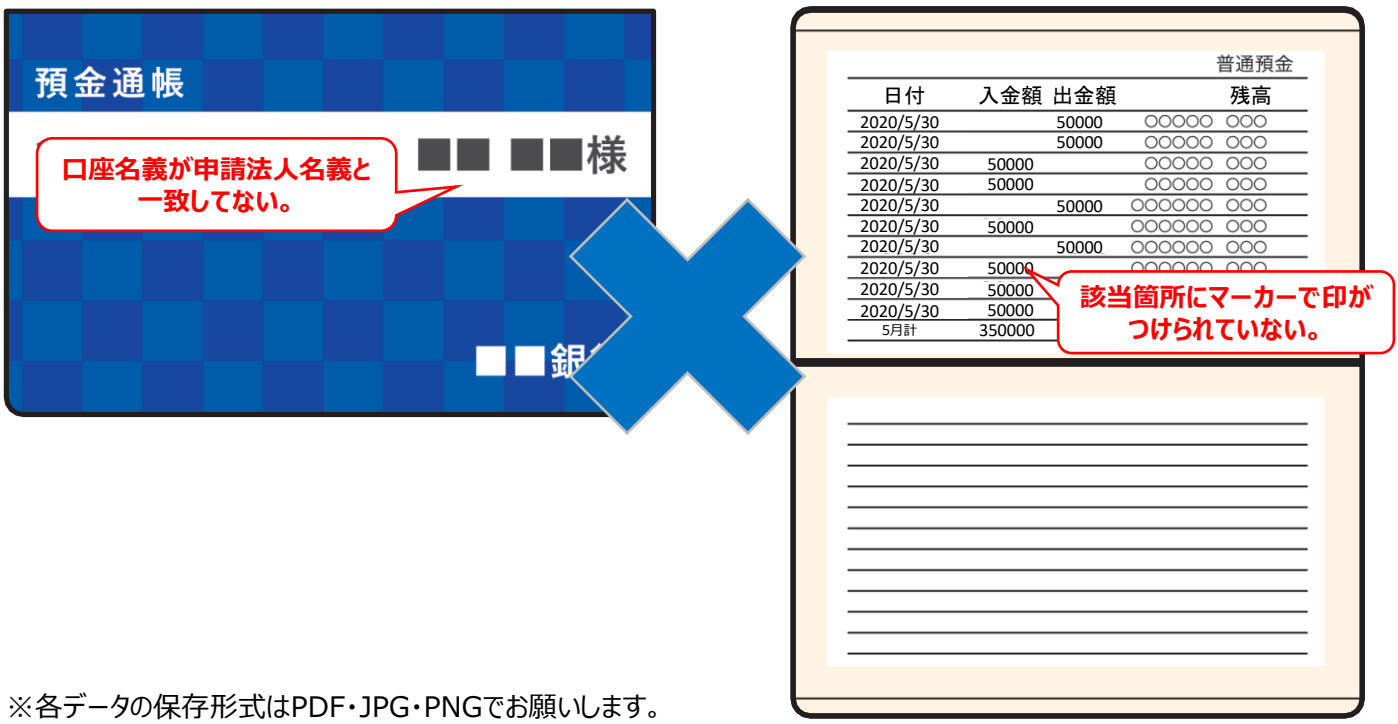

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

基準月の売上に係る通帳・請求書・領収書等の不備
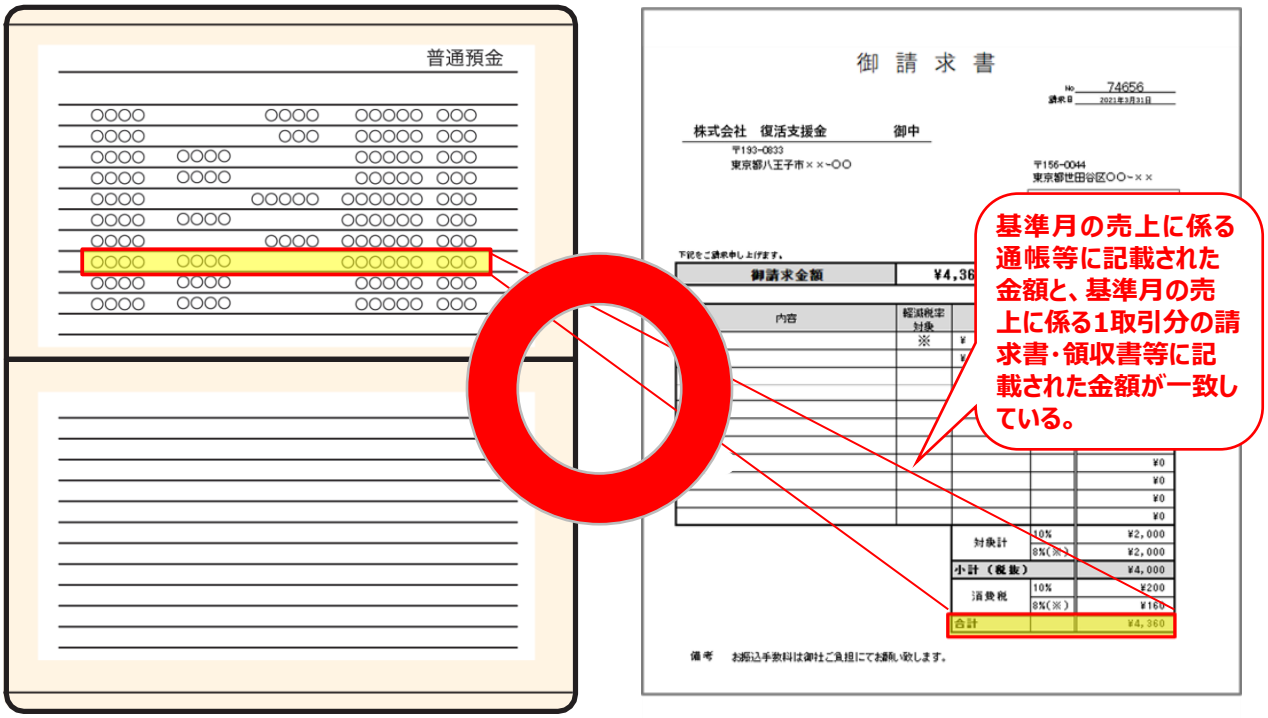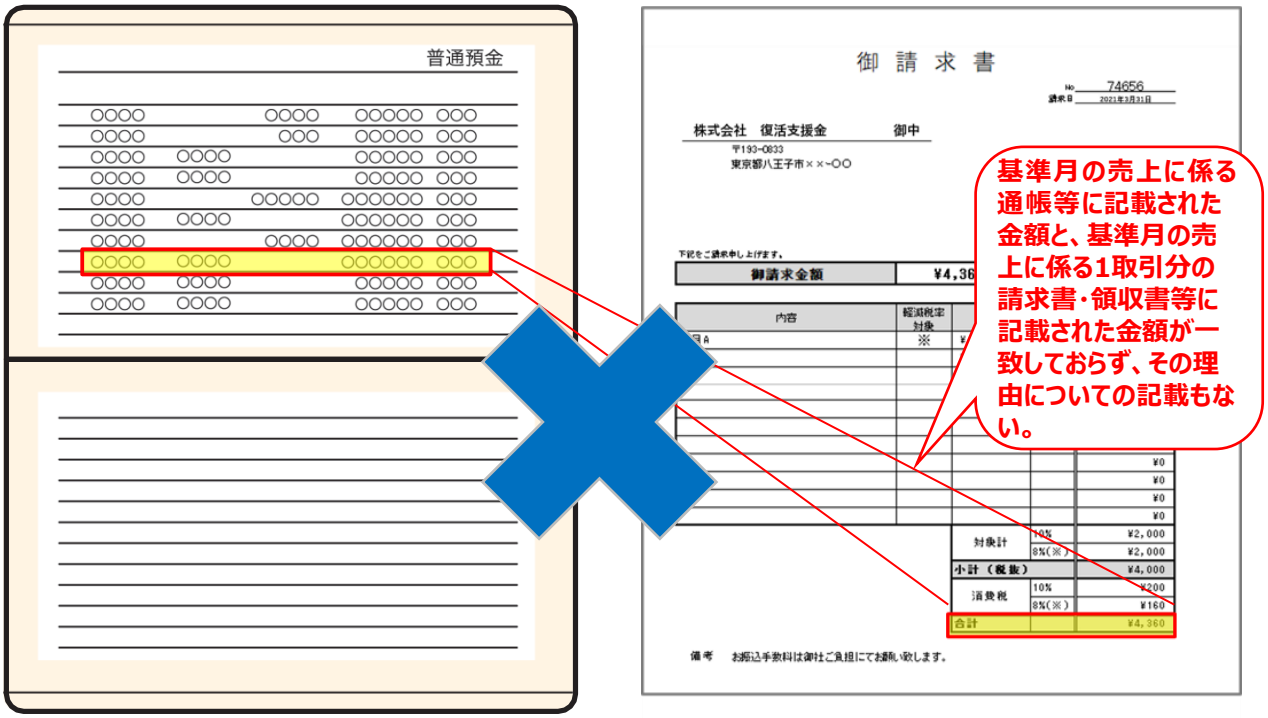
- 基準月の売上に係る通帳等に記載された金額と、基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等に記載された金額が一致しておらず、その理由についての記載もない。